

白

やまなし

治の風

特集
東日本大震災に思う

巻頭随想

市町村リレー
まちづくり夢づくり

苦言提言

市町村の自主研究

がんばっていま~す。
電子自治体コーナー

9

Vol.30
September
2011

シリーズ ま・ち・自・慢 早川町

Hayakawa-Town



「赤沢宿」

赤沢宿は日蓮宗総本山の「身延山」と、修験の霊山と伝えられる「七面山」を結ぶ参道の途中に位置しています。赤沢集落の歴史は古く、集落の草分けといわれる二軒のうち二軒は二七四年（文永十一年）に來住したという伝承があります。また集落にある妙福寺は、平安時代末頃には、七面山へ登拝する修行者のベースキャンプとしての役割があつたとも考えられています。

かつては身延山の奥の院からこの赤沢宿をとおり七面山へと参拝するルートが確立されており、全国から参詣客を集め、宿場として大変栄えました。

しかし、戦後になると信仰者の減少や交通網の整備などにより、赤沢宿を利用する人が減少し、さらに跡継ぎ不足から旅籠が次々と閉鎖に追い込まれました。建物は赤沢宿の全盛期だった江戸時代末期から大正時代に建てられたものが主で、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、毎年保存事業が進められています。



お問い合わせ先

早川町振興課

南巨摩郡早川町高住758

TEL:0556-45-2511(代) FAX:0556-20-5000

早川町HP: <http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/>

白 治 の 風

Content

やまなし

まち自慢

早川町

巻頭随想

「教育首都つる」を目指して
都留市長 小林義光

02

市町村リレー

富士吉田市

04

苦言提言

山梨発・美の循環持続社会を
山梨県人会連合会 会長 弦間 明

08

特集「東日本大震災に思う」

09

特集1 住家の被害認定調査を実施して

10

特集2 被災地を見て

12

特集3 被災地(宮城県七ヶ浜町)での派遣活動について

14

特集4 阪神淡路大震災の1000倍の巨大地震発生

16

特集5 復興に向けて

18

特集6 福島での派遣保健師活動

20

特集7 肌で感じた災害を乗り越える環境づくりの必要性

22

自治 Q & A

24

市町村の自主研究

27

がんばっていま～す。

30

電子自治体コーナー

32

はつらつ!!市町村職員

34

市町村振興協会たより

36

時の人

編集後記

Yamanashi JICHI no KAZE Vol.30 September.2011



■表紙写真 魅力ある町 昭和町

昭和町は、甲府盆地のほぼ中央に位置する県下で唯一「山のない」町です。地理的な条件に恵まれ、昭和46年の町制施行以来、中央自動車道甲府昭和ICや釜無・国母工業団地の立地、区画整理事業の展開により発展してきました。昔、「日本住血吸虫病」が猛威をふるった昭和町ですが、現在は先人達の努力により住みよい町になっています。

写真は、昭和の子供達が伝える「魅力ある昭和町」の姿。今年は町制施行40周年。都市化が進んだ街並みの中に、緑を増やし農地を残し人が輝くまちづくりを進めていきます。

ところで、この場所は・・・

詳しくはブログ「山なししょうわ」

<http://www.town.showa.yamanashi.jp/blog/>で。

みなさん見てね (^^)

【昭和町提供】

巻頭

随想

都留市長

小林 義光



都留市長
小林 義光
Yoshimitsu Kobayashi
PROFILE

昭和23年 1月16日 山梨県都留市生まれ。
日本大学理工学部卒業。
昭和62年 4月 山梨県議会議員に当選。
平成 9年12月 第7代目都留市長に就任。
現在4期目。63歳。

「教育首都つる」を目指して

[ZUISOU] 30

YAMANASHI
JICHI no KAZE 2011

山梨県東部に位置し、城下町としての面影を残す都留市は、公立大学

法人都留文科大学を擁し、全国各地から3000名を超える学生が集

い、研鑽に励み市民と交流し、学術や体育・文化や芸術が融合した知的風

土を醸し出すまちとして発展してまいりました。

21世紀を迎えた今日、わが国は、少子・高齢社会やグローバル化の進行、

IT革命や地球規模での環境問題、長引く経済の低迷等により、人類史上

的とも称される変革の時代を迎えております。

このような中、本市では、「学び・発見・実践、みんなで創るスマート

シティ（賢い都市）つる」をテーマに、8つの分野別計画と9つの地域別計

画からなる第5次都留市長長期総合計

画を策定し、それを羅針盤としたまちづくりを進めております。

本計画の分野別計画トップには、『教育首都つる』を目指したまちづ

くり」を掲げております。これは、本市が創りだした造語で、「教育」をま

ちづくりの最重要テーマと位置づけ、先人たちの並々ならぬ英知と努

力により築き上げてきた都留文科大

学をはじめとする他の地域に誇るべき教育環境をさらにブラッシュアッ

プし、持続可能な発展に繋げようとするものであります。

「教育首都つる」の顔とも呼べる都留文科大学は、現在、初等教育学科、

国文学科、英文学科、社会学科、比較文化学科の5学科で構成されてお

り、各学科には大学院が併設され、我が国の教育界においては全国ブラン

ドの大学としての地位を確立しておりますが、これまでに至る道程は、決して平坦なものではなく、先人たちの血の出るような労苦が無ければ成しえなかつたものであります。

本大学は、昭和28年4月に設立された県立臨時教員養成所を嚆矢としており、当時は県内、特に郡内地域の

教員不足が深刻であったため、県教委は、昭和28年1月に同養成所の設

置を谷村町に決定しましたが、実際の設置までには、他の地域との誘致

合戦や、県当局の不要論、山梨大学の教員の過剰供給等を心配した反対な

どに遭い、開所式は予定より2ヶ月以上遅れ、6月25日となるなど、かな

り難産での誕生となりました。同養成所は、あくまでも臨時の存在であつたため、恒久的な高等教育

機関の設立を切望する地元の声が高まり、昭和29年4月29日の都留市誕生を機に、市立短期大学設置に向け

た準備が進められました。同年9月28日には、名称を「都留短期大学」、設置場所は都留市上谷の谷村高校内、学科は「教育科」と「商経科」の2学科と定めた「都留短期大学設置条例」が議決され、9月30日付けで文部大臣あてに認可申請書が提出され、12月21日の大学審議会において開設許可の決定がなされました。

昭和32年7月、第2代学長に文化勲章の受章者でもあり、大漢和大辞典の編纂者として著名な文学博士の諸橋轍次氏が就任し、4年制大学への昇格に向けた取り組みが開始され

ました。同34年3月31日、諸橋学長は健康



都留文科大学

上の理由で辞任し、同年4月1日から1年間小田和金貞氏が学長事務取扱に就任し、4年制大学への準備を主導し、山積していた課題解決に取り組み、昭和35年4月1日に4年制の都留文科大学に昇格を果たしましたが、その間の並々ならぬ苦勞を主として、未だに地域の語り草となっております。

また、現在市内に所在する2つの高等学校、谷村工業高等学校と桂高等学校の再編問題が持ち上がりつつありますが、これまでも両校を巡っては統廃合が繰り返され、大きく揺れ動いてまいりました。

谷村工業高等学校は、明治29年に設置された南都留郡染織学校を前身とする谷村南高等学校と、大正4年に設置された谷村尋常高等小学校補修科を前身とする谷村東高等学校の2つの性格が異なる学校が合併し開設されました。

これは戦後、新制高等学校がスタートする際、アメリカのハイスクールをモデルとした、「総合制」「小学区制」「男女共学」の「高校三原則」に基づくもので、昭和23年4月に普通科、紡織科、機械科、工業化学科、商業科、家庭科の6科からなる総合高校・県立谷村高等学校が設立されました。

「高校三原則」の適用により、普通科単独校は全国的に半減し、普通科併置校が増えました。これらはいずれも普通科と職業科の単なる併置に止まり、総合制の理念とは程遠いものとなったため、総合高校の経営上の行き詰まりが全国的に顕著となり、県内でも、商業・工業等の単科

制高校が続々と設けられ、県立谷村高等学校は、総合高校のまま存続する最後のひとつとなりました。そのため、本地域においては普通科の分離独立を目指す動きが高まりを見せ、その際重い課題となった校舎の敷地問題につきましても、地域をあげての資金調達のための募金活動や、用地交渉に、多くの方々が奔走し解決がなされております。

これをうけ昭和40年11月に、県教育委員会は、県立桂高校を現在地に設置することを決定し、41年4月に、谷村高等学校内に県立桂高等学校（普通科）が開校され、41年11月、現在地で開校記念式典が挙行されました。

谷村工業高等学校と桂高等学校の再編問題は、我が国の人口減少社会の到来という社会的背景を受けたものであります。これまでも様々な理由での統廃合による失敗を繰り返した歴史的経緯があり、今回も、ただ単なる数合わせでの併置では、悪い結果が出ることは火を見るより明らかであり、過去の歴史や地域の思いを踏まえた本県の教育のあり方や将来性を展望した、確かな理念を持った再編を強く望むものであります。

なお、谷村工業高等学校には、隣接地に厚生労働省が所管する県立産業技術短期大学校都留キャンパスが、平成25年に開校予定であり、両校が連携した5年間の一貫教育により高

い志と高度な技術と能力を持った職業人の育成が図られることとなり、全国的に見ても初めての組合せによる先進的な学校づくりが期待されております。

本市に所在する大学、高校の歴史を中心に書いてまいりましたが、その他本市においては、江戸天保年間谷村興讓館を開き一般家庭の子供を教育したという古くからの教育を尊重してきた伝統にちなみ、小学校4年生から中学3年生までの異年齢の子供達が1年間を通し集団で多様な体験活動を行い、生きる力を身につけることを目的に実施している「のびのび興讓館」事業や、都留文科大学の学生を市内全小中学校11校に派遣して、学びのサポートを行う「学生アシスタントティーチャー制度」など、地域資源を活かした全国的に注目されている様々な「学び事業」も実践しております。

「その土地の価値は、そこに住む人々の価値で決まる」という諺がありますが、本市に住む全ての人が、常に学びを継続出来る多彩な教育環境の整備と機会の提供に努め、それらを活用して1人ひとりが身につけた知識、能力、スキルを最大限に活かして、自分にできる事で人に役立ち、社会に貢献し、まちづくりに参加・協働する誇りと愛着の持てる魅力溢れる教育首都つるの実現に取り組んでまいります。

まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

30

富士吉田市



富士嶽神社境内全図

富士吉田市の歴史

富士吉田市の地域では、文献や出土した土器から、縄文時代にはすでにムラが形成され、人々が生活していました。中世には、山岳修験の山として富士山に登る修験者の世話をするため

の※①御師宿坊（神官者であり、信仰登山の際には自宅を宿泊所として提供して、富士信仰を広める役割を果たした人々がいるまちのこと。）が現在の上吉田地域に形成されました。富士登山に変化があらわれたのは、江戸期になってからです。富士山を信仰の山として一般庶民に広まったのがきっかけとなります。江戸を中心に富士講※②（富士山を信仰する信者によって組織された集団のこと）が隆盛し、『江戸は広くて八百八町、八百八町の八百八講』という言葉に象徴されるよう

に、江戸を中心として関東一円に富士講が存在していました。富士講の多くがこの地にある富士吉田口登山道を目指し、富士山に向ったとされています。

一方、室町末期には、現在の下吉田地域、明見地域、上暮地域において絹織物が産業として成り立っていました。富士の麓の冷涼な地域、富士の湧水は、織物に適し、広く普及してきました。特に甲斐絹は、井原西鶴の「好色一代男」や八百屋お七で有名な「好色一代女」の羽織裏地として使われていたことから、江戸を中心に高い評価を得ていたことが伺えます。

明治、大正、昭和期には、文化や生活様式が確立され、後世に受け継がれてきました。村から町へ変遷を重ね、目まぐるしい時代の変化に対応しながら、昭和26年3月20日、当時の下吉田町・明見町・富士上吉田町の3町

が合併し、富士吉田市が誕生いたしました。

富士山とともに歩むまち
ふじよしだ。

富士山とともに暮らす人々の心の中には、富士山に対する畏敬の念と大きな誇りを抱いています。富士山は、世界にも類のない優美で華麗な山体やその素晴らしい自然環境などにより、生活、文化、信仰、芸術、自然など多くの分野において麓で暮らす人だけでなく、他の日本人や外国人にも影響を与えてきました。そのため、富士山は、日本だけに留まらず、全世界共通の財産として享受しなければなりません。そのような中で富士山世界文化遺産登録は、長年の悲願であり、富士山の価値を改めて照明する絶好の



富士山の裾野に広がる富士吉田市

機会でもありません。本市においても、構成資産の保存管理及び保存活用計画を作成し、県へ提出いたしました。去る7月27日には、山梨県、静岡県両県が文化庁に富士山推薦書原案を提出し、9月1日には、文化庁の文化審議会文化財分科会において世界文化遺産に推薦することが了承されました。ユネスコとの今後の協議については、国に委ねられましたが、我々は、この取り組みを日本だけでなく、世界にアピールするよう国や県、地元と協力し合いながら全世界へ発信していくことが必要であります。

富士登山の現状と対策

近年の登山の特徴は、団塊の世代のリタイア、若者の登山ブームに乗って、毎年登山者が増えています。しかし富士登山の一部のケースは強行的スケジュールの中、体力に任せてハイペースで登り、帰るといって『弾丸登山』が非常に問題となっております。

富士登山をする多くのケースは、バスや自家用車等の交通手段を用いて五合目にむかい、五合目から登山を始めます。しかし五合目に到着した時点で、すでに麓よりも酸素の薄い環境にあるため、体内の血中酸素濃度が低下するなど体に負担がかかります。その



山頂を目指す登山客

まま登山開始をすると高山病にかかる恐れがあり、これを回避するには、体を高所に慣らすことが必要です。そのため、登山の途中、山小屋で休憩または宿泊し体調を整えゆつくりと登山し頂上を目指すことが大切です。富士山は麓とはまったく異なる環境であるため、事前準備や計画性を持った行動が自らの身を守ることであります。しかし計画的ではなく、体力任せの登山では、体調不良、不慮の事故、怪我、場合によっては、命に危険が及ぶこともあります。また暗い中、ガイドもない登山は、道に迷ったり、足を踏み外したりすることも多く、危険な登山に拍車をかけています。

近年は、登山者数の上昇に伴いけが



富士急行線富士山駅

人が増加し、安全性が低下している傾向が見られたため、山梨県側の富士山周辺市町村や観光団体などで構成する「富士山環境保全協力金協議会」では、「安全・安心・快適な富士登山」

のため、「弾丸登山」のツアアの自粛を旅行業界に求めました。この取り組みにより、前年と比べて、夜間登山者数の割合が減少し、旅行会社が募る夜間登山ツアーは影を潜めつつあると考えられます。

ただ、2008年から2010年には山梨県側夏山シーズン中の登山者数は20万人を超えました。特に2010年度の登山者数は過去最高の259,658人を記録し、富士山の人気の高さを証明する形となりました。一方で、これだけの登山者を受け入れる富士山体に相当な負荷がかかっていることも事実です。このようなことから、富士山の自然環境を保全すること、安全安心登山を目的に、登山者から協力金を徴収するため、『富士山環境保全協力金』の導入を提唱しました。導入にむけて、前述した『富士山環境保全協力金協議会』において、具体的、実務的な作業を進めているところであり、富士山世界文化遺産登録までには『富士山環境保全協力金』を導入実施していきたいと考えています。



国の重要文化財に指定されている北口本宮富士浅間神社

麓からの富士登山の推奨

平成23年7月1日、富士山の山開きに合わせ、『富士吉田駅』が『富士山駅』に改称されました。富士山の雄大な自然をイメージして、駅施設の一部がリニューアルされました。特に朱塗りの大鳥居は来訪者にインパクトを残すとともに新たなまちのシンボルとしても期待されています。また駅施設のリニューアル以外にも富士山登山バスの



富士山馬返『お休み処』で休憩する登山客

始発の多くを富士山駅とすることや富士吉田口登山道馬返行きのバスの新設など、麓からの登山するための基盤が整備されてきました。昭和39年の富士スバルラインの開通に伴い、麓から富士吉田口登山道を通って富士山頂を目指す登山者は激減し、現在においても富士スバルラインから富士山頂を目指す傾向は変わっていません。本市においては、本来の富士登山の姿である、麓から歩いて登っていただけるような取

り組みを行っています。例えば、JR山手線、中央線の一部駅構内への富士登山ポスターを掲載し、多くの人の目に触れる機会を設け、富士吉田に足を運んでいただくよう効果的なアナウンスを試みています。一方、実際に富士吉田市から富士山を目指す人のために、麓から2合目までの区間に限定した富士登山チラシ、ガイドマップを作成し、できるだけ活用しやすいよう工夫しています。さらに、麓から吉田口登山道を通り、登頂した人だけに『富士山登山認定書』を授与するなど、真の富士登山を内外にアピールする取り組みも行っています。また、登山者に対して、富士山吉田口登山道馬返に『お休み処』を開設し、登山者をおもてなしの心で迎えています。これら以外にも富士登山に関する情報をホームページで紹介するなど、日々登山者の利便に配慮した内容や新たな情報提供を心掛けながら、安全に楽しく登山していただくような取り組みを行っています。

最後に、

富士山駅を中心とした 新たな展開に向けて

近い将来、富士山世界文化遺産が登録されることにより、富士山観光や富士登山の動向がどのように変わっていくか、予期できないところでありますが、現状でも、富士山や富士北麓地域

に訪れる観光客は、1、800万人とも2、000万人とも言われています。また、今夏の台風や弾丸登山の自粛等により、2008年から続いている20万人の大白は難しいのではないかと言われていましたが、今夏も20万人を超えました。今後も富士山を目指し、国内はもとより海外からも多くの登山者がこの地を訪れることが期待されるため、富士山駅を中心とした富士山観光や富士登山を国内外へ発信していくことがこれからの課題です。

本年度は、富士吉田商工会議所と協力して、新たに生まれ変わった富士山駅と富士山の豊かな自然の中で育まれた歴史・文化を活かして、その周辺地域と富士吉田口登山道を富士山観光の拠点にする新たな観光施策を開発する取り組みを関係機関と連携して行っています。その調査研究の委託先としては、平成19年に連携協定を締結した慶応義塾のまちづくりや地域振興の研究実績のある慶応義塾大学SFC研究所と、実効性の高い事業プランの開発を行っています。将来においても、富士山の恩恵に授かりながら、富士山と密接につながっていくことが重要であり、この機会を絶好のチャンスと捉え、新たなビジネスモデルとなれるよう、関係各方面の協力を得ながら着実に一歩ずつ進めていきたいと考えています。

苦言提言

Kugen Teigen

山梨発・美の循環持続社会を

東八代郡一宮町（現在の笛吹市一宮町）出身の私が大学進学とともに上京し、卒業後社会に出たのは昭和34年です。当時の日本は、敗戦後の復興こそ遂げていたものの、まだ高度成長の兆しも見えず、経済的には不況の真只中でありました。経済や産業の長引く沈滞、そして時代の閉塞感という意味では、その頃と現在は少し似ているかもしれません。

大学を卒業するときには、幼い頃の甲府の戦災の記憶もありましたので、平和産業に従事したいという想い、そして、豊かで美しい人間の生活文化に貢献できるような仕事がしたいという想いがあり、化粧品会社を志望いたしました。

まず営業第1線の販売の仕事、福島での販売会社責任者、東京・銀座の本社での企画の仕事を経て、1982年からは資生堂イタリアの社長として4年半ミラノに駐在いたしました。ファッションの本場に暮らして化粧品ビジネスに従事するわけですから、自然と流行や美に対する感覚を磨くことになりました。

イタリア駐在を終えたのち東京の本社に戻り、1997年には社長に就任したのですが、経営にあたっては、「美」というものの本質に向き合い、その本質を踏まえたくて企業イメージを高め、「資生堂ブランド」を設計するような戦略を試みました。今でこそ「コーポレートブランド」や「ブランド経営」ということは珍しくありませんが、当時としては新しい考えだっただけです。しかし、欧米のトップブランドとしのぎを削ったビジネスの経験から、また、国内社員の8割、愛用者の9割が女性という会社の特性からも、「美」を軸にしたブランド経営を展開することは、私にとって当然のことでありました。

そもそも化粧品は「美」とは切っても切れない関係にあります。しかし、化粧品行為の目的は、単なる見た目の美しさを整えることだけではありません。私たちの研究によつて、人間の皮膚の状態が、脳と心を通じて全身に影響し、逆に、恋や喜び、満足といった心の状態が人間の一番外側にある皮膚までも美しく変えてしまう、「美

の循環ネットワーク」というべきものの存在が学術的にも証明されています。そういったことから、私は「美」という要素を循環させることで、人間の身体と心だけでなく、人間社会もよりよく「進化」するのではないかと考えるようになりました。それは、「美学」「美意識」という時のような、「普遍的で純粋な価値」として「美」というものを捉えなおし、社会に循環させることで社会をより美しく持続させる、という考えです。

私たちが自然環境に親しみ、美しい立ち居振る舞いを心がけ、前向きに生活文化の質を高めると、「真・善・美」のような「目に見えない美」を獲得することができます。そうして、一人ひとりが自己実現をしながらそれぞれの家庭や職場や地域社会に密着して、そうした新しい美意識を提供し、共有することで、多くの人々がより良い人生を送ることになります。つまり、一人ひとりが「美」を基軸として社会全体を循環し活性化させる細胞のような存在になってより良い社会をつくり、また



genma akira

弦間 明

株式会社資生堂 相談役
山梨県人会連合会 会長

美しい生活文化に満たされた社会から、一人ひとりが新しいエネルギーをいただく、という「美の循環」を夢見ているのであります。

日本人のDNAの中には、悠久の四季の移り変わりを肌で感じてきた繊細さがあり、独自の美意識を醸成してきました。特にわが故郷山梨は、日本の中心部・首都圏に位置し、美しい山河と大地に恵まれた豊かな自然環境は、世界に誇るべきものです。正直なところ、私自身も他の土地に住み、客観的に故郷を見ることで再評価できた部分もあるのですが、故郷山梨に長くお住まいの皆さまは、その価値が当たり前のことになっているのではないのでしょうか。

いま一度原点に戻り、私たち山梨県人の血に流れる「見えない美」を再発見し、生き活きと暮らすことで、山梨から日本を活性化し、世界にアピールするような、地域発の「美の循環持続社会」の確立を目指そうではありませんか。



特集

やまなし

自治の風

Feature Vol.30 September.2011

「東日本大震災に思う」

3月11日に発生した巨大地震と大津波により引き起こされた東日本大震災は、多くの人命と財産を奪い、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらしました。加えて東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出により、全国の産業・経済活動にも深刻な影響を与えているところでもあります。

震災発生後、県内各市町村は、被災者や避難を余儀なくされた方々の受け入れ、物的支援、また、全国市長会及び全国町村会の職員派遣の仕組みなどを活用し、被災市町村の窓口業務をはじめとする市役所等の行政機能の回復・維持、避難所の運営等応援活動に携わっているところでもあります。

今回の特集は、被災市町村に派遣された市町村職員の方々に、派遣の動機、派遣先の現状及び今後の施策への反映等執筆をしていただきました。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸井川―静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されております。派遣職員の経験が市町村の防災対策等の参考になれば幸いです。

- [特集1] **住家の被害認定調査を実施して**

甲府市 都市建設部 計画指導室 建築指導課
建築審査係 網野 淳也
- [特集2] **被災地を見て**

大月市 総務管理課
防災行革担当 上條 宏久
- [特集3] **被災地(宮城県七ヶ浜町)での派遣活動について**

韮崎市 税務課
固定資産税担当 望月 利人
- [特集4] **東北・関東太平洋沿岸部を襲った東日本大震災「阪神淡路大震災の1000倍」の巨大地震発生**

南アルプス市消防本部 南アルプス署
救急救命士 内田 光博
- [特集5] **復興に向けて**

上野原市教育委員会 教育学習課
主任 東山 祐紀
- [特集6] **福島での派遣保健師活動**

身延町 福祉保健課
保健師 増原美穂子
- [特集7] **肌で感じた災害を乗り越える環境づくりの必要性**

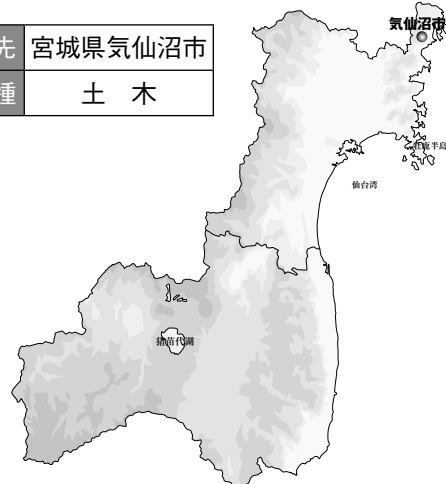
富士川町 福祉保健課 地域包括支援センター
保健師 佐野 香利

住家の被害認定調査を 実施して

甲府市 都市建設部 計画指導室 建築指導課
建築審査係 網野 淳也



派遣先	宮城県気仙沼市
職種	土木



気仙沼市内 途方もない量のがれき

派遣の動機、理由

宮城県気仙沼市への人的派遣は被災県の要望を総務省が取りまとめ、全国市長会を通じて要請がありました。

甲府市からは、5月9日から7月30日までに、延べ57名が派遣され、その内、私を含めた建築職12名が、罹災証明書を発行するための住家の被害認定調査を行いました。

1

災害時にやはり要請を受ける応急危険度判定という業務がありますが、応急危険度判定の目的は大地震により被災した建物を調査し、その後に発生する余震による倒壊や外壁、窓ガラスの落下、付属設備の転倒など、危険性を判定することにより、人命にかかわる2次災害を防止することにあります。

派遣先の現状

私は7月上旬に被災地に出向きました。大震災からすでに4カ月が過ぎよう

としていましたが、復旧、復興に向けた動きは本格化していない状況でありま

2

派遣先の業務は、先ほど述べました罹災証明書を発行するために行われる住家の被害認定調査です。

住家の被害認定の調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行われます。

建物の外観から目視によって被害の程度を調査する第1次調査と同調査に

よる判定結果に対し被災者からの再調査の申請があった場合は、外観目視及び建物の内部に立ち入って目視により調査する第2次調査となりますが、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住家の被害の実態に即していないことから、住家の被害認定の見直しが行われ建物の傾斜による判断が追加されました。

派遣先での業務内容

3

津波を中心に発生した今回の東日本大震災によるがれきの総量は、岩手、宮城、福島のみならず、400万トンに上ると推定されています。

宮城県においては、1年間に発生する一般廃棄物の23年分に相当し、市町村別で最大の約600万トンのがれきが発生した石巻市では、自らの処理能力の100年分を超えるといわれています。



津波による住宅の倒壊

以上の調査結果に基づいて、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の判定を行います。

全壊とは建て直しをしなければならぬ状態をいいます。住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに使用することが困難なものをいいます。

大規模半壊とは、ほぼ全壊に近い状態で、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない場合に居住することが困難なものをいいます。

半壊とは住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもをいいます。

一部損壊とは全壊、大規模半壊、及び半壊に至らない住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。

現地調査は気仙沼市職員と同行し、3人1組で行いました。住人の立ち会いのもと、1件につき約1時間程度で終了し、1日10件前後の判定を行いました。正式な被害状況の報告はされていませんが、約10件に1件の割合で半壊の被害が出ております。

派遣先で思ったこと

4 今回の東日本大震災は津波による被害が大きいというまでもありません。津波と建築の関係は古くからありますが、派遣先で津波の被害の後をみると、「これが建築基準法で同一の確認申請を受け、安全性が保障された建築物なのだろうか。」という思いと同時に、むなしさを覚えました。これからは、津波はしっかりと建築基準法の中で位置づけられるべきであろうと思います。



調査に同行した気仙沼市職員と

今後の施策への反映

5 最後になりますが、現在甲府市で想定されている地震は、東海地震がマグニチュード8・0、最大震度は市内の盆地の一部で6強などとなっています。今回の東日本大震災のマグニチュードは9・0であったことから、甲府市でも地震の規模の想定が、現在の想定よりも大きくなる可能性や、複数の地震が連鎖的に起きる可能性が否定できません。

被害想定をより広域的に捉え、複数の地震の連動性も考慮して、甲府市全体が震度6強から7の地震に襲われるなど、最悪の事態を想定する必要があると思います。そのためには、がれき・残骸物などの処理体制の確保、上下水道及び建築物の耐震化推進、地域防災計画の見直し等、実態に即した更なる防災体制の強化・充実に努める必要があると考えます。

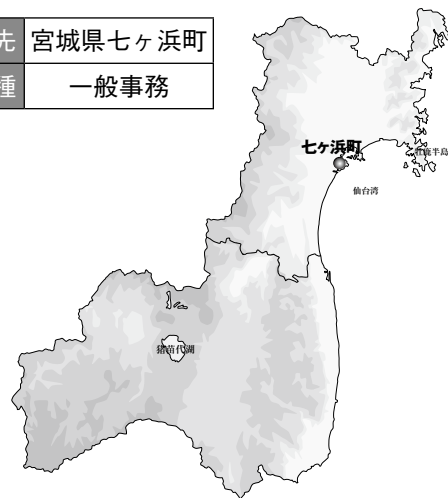
被災地を見て

大月市 総務管理課

防災行革担当 上條 宏久



派遣先	宮城県七ヶ浜町
職種	一般事務



派遣の動機

平成23年3月11日、いつもとなら変わらぬ事務を行っていた、午後2時46分、庁舎がゆっくり左右に揺れ、それが徐々に大きく、そしてとても長く経験したことのない揺れを感じました。庁舎のなかでは、ざわめきのなか、揺れのおさまりと同時に、来庁者や職員が庁舎外へと避難を開始していました。防災の担当である私は、課内で連携し、ただちに地震に関する情報や市内各施設の被害状況、交通情報などを収集するため、関係者への連絡を行いました。



1

また、当日はテレビなどで現地の様子が生中継されており、地震発生後の津波の映像は今でも目に焼きつき、頭を離れません。そして、その後も続く余震活動においては、いつにも増して敏感にな

り、「本市でも大地震が発生するのでは」という不安を抱えながら、以後も、計画停電の実施や被災地からの避難者への対応などを行う日々が続きました。

そんななか、被災地から家屋の罹災証

派遣先の現状

今回、支援に向かった宮城県七ヶ浜町は、仙台市中心から東に約20km、南は太平洋に面し、北と東は松島湾と三方を海に囲まれ西は仙台市、多賀城市、塩竈市と隣接する人口2万人程度の、漁業を中心とした半島状の町でした。

東北地方の被害は、テレビなどを通じて、繰り返し目にしていたものの、実際に6月13日現地に入り見たものは想像

明発行事務の支援要請があったため、固定資産税担当の経験者であり現防災担当の私に白羽の矢が立ち、少しでも被災した方々のお役に立てればという思いから現地に行くことを決意しました。

2

を遙かに超え、その光景を目の当たりにし、写真を撮ろうとカメラを手にしたが、どこを撮影したらいいのか分からないくらいの状態で、ただ呆然としシャッターを切れないほどの残酷な状況が目の前にありました。震災から三ヶ月が経ち、ようやく沿岸部の一部地域の瓦礫が片付けられただけで、それ以外は、津波によって押し流された家や車、船といっ



派遣先での業務内容

た大きな物から、家具やテレビ、洗濯機などの小さなものまで全てが未だ、そのままの状態で放置され、豊かな海と自然に囲まれた穏やかな生活が、津波によって一瞬のうちに押し流され、すべてが奪われたことがわかりました。家族、友人などの尊い命や、何代も受け継がれてきた歴史や文化また、多くの思い出が、津

波という恐ろしい自然の猛威によって壊されたに違いないと感じ、さながら「失われた世界」といった状況でした。

それでも、震災直後に比べれば道路の通行も可能となり、ライフラインも復旧するなど混乱している状況も感じられず、場所によっては、何もなかったかの様な地域もありました。

3

今回の支援要請事務の内容は、住民に罹災証明を発行するための、被災家屋の調査業務で6月13日から1週間ごと2名3班集体の第1班として、現地での業務を行いました。

調査対象は、居宅全戸数(課税上戸数)6、298戸数中、津波被害戸数1、163戸、罹災証明申請件数3、537

件、調査済件数2、270戸(6月10日現在)で、支援に入った時点では、既に津波被害(全壊、半壊等)についての調査の大半は終了していたため未調査家屋600件程度を、基礎や外壁へのクラックの有無や下げ振りによる傾き、屋根の落下や雨漏り等を戸別に調査し、その結果を家主へ説明するのが主な内容でした。本市以外にも県内外から10名程度の支援職員もいましたが、1日で調査できる2〜3班集体で20〜30件、日々に提出される申請が30〜40件程度あり、さらに現地職員は2次調査の日程調整及び現地調査などに追われ、なかなか処理が追いつかない状況でした。

申請者の主な目的は、地震保険の査定時に「被災調査を申請し、半壊扱いになれば見舞金が出る」や「罹災証明書を学校や会社へ提出する(会社により見舞金が出る、学校により一部学費等が免除、

延納などができる)」、「証明があれば高速道路が無料になる(被災証明でもよ

い)」、「近所の人が申請しているから」など様々でありました。

派遣先で思ったこと

未だ多くの人々が悲しみと不安を抱

するべきなのか。

えながら、肩を寄せ合い、厳しい避難生活を送っています。仮設住宅の建設も進み、少しずつ復興への歩みを感じられる報道が多くなっていますが、以前の生活に戻るまでにはまだまだ程遠く、長期的で多岐にわたる支援が必要だと感じました。

「いま、私にできること」は何か。何を

いします。

4

今後の施策への反映

本市では、津波による災害はありませ

りになると考えられます。

んが、地震による被害や台風などによる豪雨災害や土砂災害、それらによる孤立などの2次的被害も予想されています。これらに対処するためには、各家庭、各地域で災害に対する意識を高めると共に、協力・連携できるようなコミュニティをつくり、あらゆる被害を想定した地域の防災訓練などを実施することも必要です。また、私たち職員も地域の防災訓練などに積極的に参加することで、地域と行政とが連携するコミュニティがにつくられ、災害に強いまちづく

災害は発生しなければ、それに越したことはありません。未然に防ぐ予防策を講じることは非常に重要であると思います。また、発生したことを想定し、施策を展開することも非常に重要な課題であると痛感したので、現在市ではハザードマップの作成を検討しています。市内の災害発生予測等を取入れたハザードマップを作成することで、より一層の防災対策を目指し、安心に暮らしていきたいと思っております。

5

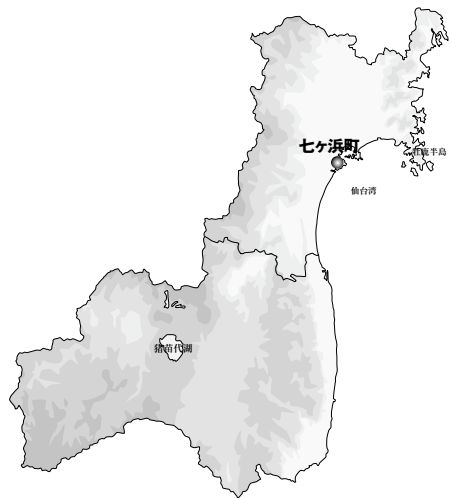
被災地（宮城県七ヶ浜町）での 派遣活動について

蕪崎市 税務課

固定資産税担当 望月 利人



派遣先	宮城県七ヶ浜町
職種	一般事務



派遣の動機、理由

1

東日本大震災の日以降、テレビや新聞、インターネットを通して被災地の状況や被災された方々、現地の自治体の方々の状況を知るたびに、自分にも何かできないだろうかと考えていました。そんなときに、宮城県七ヶ浜町から固定資

産家屋評価経験者の派遣要請があり、私は、固定資産家屋評価の経験が今年で4年目となるため、これなら自分の経験を活かせると思い、また上司からも「どうぞ、行ってみないか？」と言われ、派遣希望をすることに決めました。

派遣先の現状

2

派遣先である宮城県七ヶ浜町は、宮城県中部に位置する東北地方最小の面積の町ですが、そのうちの4分の1が津波により浸水しました。高蒲田浜という

地区の被害が最も大きく、日本で3番目に開設された歴史のある海水浴場があるのですが、その海水浴場には打ち上げられたコンテナが片づけることができ

派遣先の業務内容

3

ずにいくつも転がっていました。沿岸部の建物は、高台に建っているものを除いてほとんどが津波で流されており、鉄筋コンクリートで作られた基礎だけが残っているという状況でした。津波は、内陸部の田畑にまで及んだようで、がれきや自動車までが流れ込んでいました。高台にある住宅地は一見すると被害がないように見えたのですが、調査に伺って

みると地震により部屋の内壁にひびが入っていたり、天井の一部が落ちていたりとならず被害を受けていました。派遣先の七ヶ浜町役場の税務課の状況は、震災の対応で課税等の業務が例年通り行えていない状況であり、それは震災による住民の方々への対応を第一に優先し、他の業務を後回しにしているためでした。

私が派遣先で行った主な業務は、罹災

証明発行のための被災家屋の調査でした。七ヶ浜町には、災害の復興のボランティアなどで全国の自治体から応援が来ており、私の派遣期間中、税務課には

埼玉県の蕨市、山梨県の上野原市・大月市・都留市などの職員が応援に来ていました。

私は、上野原市から派遣された職員の2人と一緒に調査を行いました。津波



により被害を受けた家屋はすでに調査済みとのことで、調査が必要となるのは地震のみで被災した家屋でありました。被害を受けた家屋の被害認定は、大きく分けて全壊・半壊・一部損壊の3つであり、内閣府により示された東日本大震

災の被害認定基準に基づいて認定を行いました。調査した家屋のほとんどが一部損壊という被害が軽微なものでありました。調査した家屋の中には、心情的に一部損壊ではなく半壊の認定をしてあげた

と思うような家屋もありましたが認定により義援金の配分や七ヶ浜町から受けられる援助等に影響を与えるため、厳格に認定を行わなくてはなりません。1週間の派遣期間で既に罹災証明の申請が提出されている家屋の調査

派遣先で思ったこと

まうことが申し訳ない思いでした。

派遣期間中、七ヶ浜町役場の職員の方々が震災の対応に苦労されている姿を見ってきましたが、滞っている通常業務や家屋の被害認定に対する不服の申し立てなど、今後もまだ苦労が続いていくことと思います。自分の仕事の都合などもあり、決められた派遣期間で帰ってし

復興するまで、住民の方々や七ヶ浜町役場の職員の方々の苦労や不安は並々ならないと思いますが、くじけずに頑張ってほしいと思います。1日も早く復興することを願っています。

おわりに

東日本大震災では津波による被害が大部分を占めているため、海のない山梨県では津波の心配はありませんが、山間部が多いため土砂崩れや地震による家屋の倒壊などの被害が予想されます。

そのような災害が起こったときに、私の所属している税務課の業務に関して

例えば、罹災証明をスムーズに発行できるように必要な証明書発行についてのマニュアルを作成したり、災害による被害の認定基準の内容を職員が把握しておき、すみやかに対応できるようにする必要があります。あると考えます。

5

4

東北・関東太平洋沿岸部を襲った東日本大震災

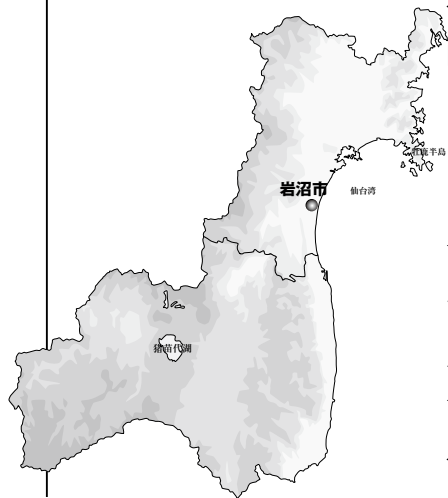
「阪神淡路大震災の1000倍」の巨大地震発生

南アルプス市消防本部 南アルプス署

救急救命士 内田 光博



派遣先	宮城県岩沼市
職種	消防



緊急消防援助隊 山梨県隊の集結

平成23年3月11日午後2時46分18秒、東北三陸沖を震源とする強い地震が発生し、宮城県で震度7を記録したのをはじめ、北海道から九州の広い範囲で激しい揺れを感じました。気象庁によると、震源の深さは24キロ、地震の規模を示すマグニチュードは日本で記録が残る中で最大規模の9.0とされ、エネルギーは1995年の阪神淡路大震災(M7.3)の約1000倍という世界でも希な巨大地震となりました。

島県では東京電力福島第一原子力発電所での放射能漏れ事故が発生し、関東地方でも液状化による被害が生じました。7月末日時点で、震災による死者・行方不明者は2万人以上、建物の全壊・半壊は合わせて24万戸以上とされ、調査中の自治体も多いため最終的な数値は、それを上回ると見られています。

その後、地震に伴って日本列島の太平洋岸では「津波」が発生、波高10m以上、陸地をさかのぼって到着した津波の高さ(最大遡上高)は50mにも上る「大津波」が発生し、東北地方と関東地方沿岸の各地では約500kmにわたり、その集落や市街地が丸ごと流出するという衝撃的な被害が発生しました。さらに、福

この中には、住民の避難誘導や消防活動中に大津波に巻き込まれたと思われる消防職員と消防団員約400名の方も含まれています。

ここを改



山梨県は、東北地方太平洋沖地震発生直後に「緊急消防援助隊山梨県隊」を組織し、その30分後消防庁長官より、山梨県消防防災課を通じて15時40分に出動要請がありました。

本市の消防本部から救急隊(隊員3名)と後方支援隊(隊員3名)の2隊(隊員6名)が、高規格救急車と支援積載車に分乗し、当日の午後5時過ぎに山梨県隊の集結場所に向け出動しました。

『緊急消防援助隊 山梨県隊』に出動要請 被災地に向け、いざ集結

1

※ 緊急消防援助隊とは

普段は管轄する地元の災害に対応していますが、大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、「緊急消防援助隊」として、都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆けつけます。

阪神淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年度に創設されました。

平成16年4月には、消防組織法により法律に基づいた部隊となり、平成23年4月現在では、全国789消防本部から4354部隊が登録されています。

さらに、部隊編成は指揮支援隊・都道府県隊指揮隊・消防部隊・救助部隊・救急部隊・後方支援部隊・特殊災害部隊・特殊装備部隊・航空部隊・水上部隊と多岐にわたる精鋭部隊から構成されています。

山梨県隊の24隊90名は、中央自動車道談合坂SAに午後7時15分集結完了し、全体の出発式を終え午後7時25分に出発、被災地(宮城県)へ向け出動しました。

派遣先(宮城県岩沼市)の現状

中央自動車道から高速道路を乗り継ぎ、震源地域に近づくにつれ、東北自動車道道路面は、隆起・陥没・段差・ひび割れ等が多くなってきました。

岩沼市消防本部には翌日12日9時45分到着し、山梨県隊集結地である談合坂SAからの所要時間は14時間30分に及びました。

到着直後に余震があり、本部屋上に設

※宮城県岩沼市の位置

宮城県南東部に位置し、市域は東西約13km、南北10kmで総面積60.7km²を有する都市。なだらかに広がった平野部が太平洋に面している。

東北地方の国際化の玄関口となる仙台空港が所在する。



被害状況：中央部分を見ると、津波によりえぐりとられていた。

派遣先(宮城県岩沼市)での活動内容

到着後、各本部の隊長が招集され対策会議が行なわれました。始めに、地元消防署員から「津波により沿岸部に大きな被害が発生しており、水位は昨日より下がっていますが、まだ沢山の人が建物の屋上で救助を待っているとの情報も入っています。本市での応援部隊である

山梨県隊には、その地域での活動をお願いします。」と説明を受けました。

活動方針は、「余震が頻繁に発生しているため、二次災害防止に十分注意しながら生存者の救助を最優先せよ。」と指示。

我が救急隊は、地元消防署に待機し救急支援にあたるよう指示命令を受けま

した。地元消防署の救命士1名が同乗し、4名体制で救急活動を行ない、この日はヘリコプターより搬送された傷病者4人の事案に出動し病院搬送。電話が不通のため病院手配は直接搬送し、医師と収容可能な有無を確認しながらの状態が続きました。病院内は廊下に人があふれている状態であり、医師看護師とも不眠で手当てに追われていました。

思われました。

また、服用している薬が無くなり具合が悪くなった人もおり、2日間の活動で救急出場が9件で8名を病院へ搬送しました。

本市消防本部及び本県(10消防本部)の緊急消防援助隊の4月3日までの応援体制は次のとおりです。

本市・・・12部隊36名
県内・・・148隊523名

派遣先で感じたこと

消防車両での走行中、被災した市民の方々が手を振り、頭を下げている姿を見た時には、目頭が熱くなる思いでありました。

山に囲まれている本県は、津波の心配はないとはいえ「東海地震、東南海地震、

直下型断層地震」など、地震による被害は甚大とされています。消防や行政の機能がどれだけ保たれるのか、想定外の災害にどれだけ対応できるのか、消防力が試された災害ではなかったかと感じました。

今後の緊急消防援助隊のあり方

一つの都道府県が被災したことを想定して、近隣都道府県を中心とした出動計画を検証するため、11月に関東ブロック内において、長野県(松本市周辺)で、人命救助・消火訓練等の総合訓練が開

催されます。当市消防本部は、昨年に引続き早速この訓練参加を希望しており、さらに、必要資機材の在庫確認及びその他の資機材増設に着手し、山梨県緊急消防援助隊の応援計画や本県が被災した場合の受援計画の見直しを検討中であります。

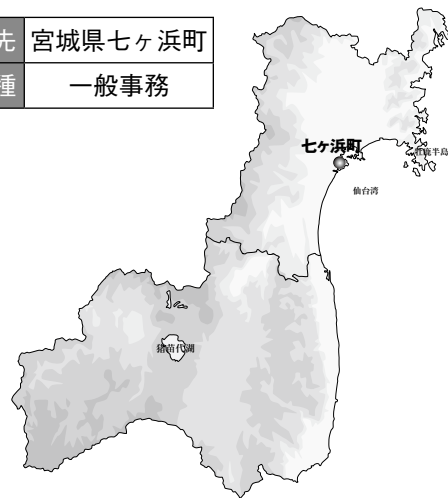
復興に向けて

上野原市教育委員会 教育学習課

主任 東山 祐紀



派遣先	宮城県七ヶ浜町
職種	一般事務



想像を絶する津波の威力により、民家の隣まで船がのりあげています

派遣の動機、理由

1

私は、6月下旬に1週間、宮城県の七ヶ浜町に派遣されました。常々、被災地に伺って何かできないだろうかと考えていました。短いながらも

まとまった期間でお手伝いできる、めったにない機会でしたので、微力ながら役に立つことができればと思います、業務支援にあたりました。

派遣先の業務内容

3

派遣先の現状

2

派遣先の宮城県宮城郡七ヶ浜町は、三方を海に囲まれた半島状の町です。仙台市から東に約20km、多賀城市や塩釜市とも隣接しています。面積は13・27平方

km、町の中央部がなだらかな丘陵地帯になっ

ていて、海岸部に向けて放射状に傾斜し、起伏に富んだ地形です。七ヶ浜町は、東日本大震災で震度5強を記録し、地震と津波によって甚大な被害を受けました。海に囲まれているため、多くの建物が津波で浸水し、倒壊しました。現在もその建物等の撤去が進められ

ているものの、町土の広範囲にわたるため、作業には長い時間がかかりそうです。

上野原市からは、二人一組となり、1週間交代で3度、七ヶ浜町役場に伺いました。私は2週目に派遣されました。支援内容は、罹災証明書の発行に係る事務です。

私が関わったのは「第一次調査」で、内閣府の運用指針をもとに、建物の外観の被害状況を確認していきます。



家の傾きを計っている様子

数を増やして家屋の被害状況を調査していかねばなりませんでした。

まず、一見して建物が全壊や半壊の状態であるかどうかを確認し、これに該当しない場合は、下げ振りという器具による傾斜測定や、屋根、外壁、基礎の損傷の程度を確認し、指針に沿って損傷割合を算定し、結果を判定します。

調査結果は後日、文書で通知され、判定に納得できない場合は「第二次調査」の申請が出され、建物の内部を含めて詳しい調査を行います。これについては今回、同行する機会がありませんでした。

一日に15軒ほど調査をしましたが、ほとんどの建物は、いちばん程度が軽い

「一部損壊」でした。目視で明らかに全壊や半壊とわかる建物は、初期の段階ですでに調査が済んでいたからだと思われ

ます。海沿いの集落では、海面とほぼ同じレベルの建物は津波で全壊しており、跡形もない状態でした。逆に、同じ集落でも少し高台に建っていたら津波に遭わず、目立つ損傷のないものもあり、被害の大半は津波によるものであると実感しました。

津波に飲み込まれたエリアは、建物の基礎部分以外何も残っていない状態で、上流の田畑へ押し流された瓦礫もまだ大量に残されており、この撤去にもかな

りの時間を要するものと思われました。調査自体は15分程度で終わるもの、お住まいの方から3月11日の地震と、

派遣先で思ったこと

4

派遣前は長く感じた1週間でしたが、始まるとあっという間でした。早く業務を覚え、復興の役に立とうと努力する中で、町役場の方々や町民の方々はもちろん、調査業務を共にした他市の派遣の方々と交流することができ、自分にとつても有意義で貴重な経験となりました。

被災地の状況は報道等で見聞きしていたものの、その場に立ち、自分の五感で感じると改めて筆舌に尽くしがたいものがあります。しかし、泥や瓦礫の中から草花が顔を出していましたし、立ち直ろうとする息吹がすでにあちこちから表れていたことも事実です。時間がかかるかもしれませんが、必ず、あのころ

それ以降の生活についてお話を伺い、することも多く、そうしたコミュニケーションも積極的にとるようにしました。

のような安らげる場所が戻ってくると信じて、今も多くの方々ががんばっています。七ヶ浜、町役場の方々も、毎日の事務を行いな

ら復興に向けて、できることをひとつひとつ進めていくこと、そして、そのため

今後の施策への反映

5

もし、当市で大規模な災害が起こったとき、他の自治体からの応援や、ボランティアの方々の支援をいただくことになると思います。今後の施策としては、

そのような事態を想定し、災害時に自治体間で連携し、お互いに支援し合う制度の構築を考えていくべきだと思います。

福島での

派遣保健師活動

身延町 福祉保健課

保健師 増原美穂子



福島県への保健師派遣の動機

3月11日の東日本大震災以来、国や県から現地への保健師派遣要請は連日のようにメールで届いていました。今回、県の医務課を通じて、福島県への保健師の派遣要請が町にあったときには、「私ですらでもお手伝いできるのなら、とこ

1

かく行ってみよう」という気持ち湧き上がりました。本町の先輩の望月香生保健師は既に行く決心をしていたので、先輩の姿勢にも背中を押され、一緒に行くことを決めました。

福島市内と浪江町周辺の現状

2

私たちは、山梨県第5班保健師派遣チーム（県長寿社会課の林さんと身延町役場保健師2人の計3人）として震災後47日目の4月26日（火）から30日（土）ま

で、福島県福島市内の県北保健所に派遣されました。県北保健所の建物周囲の敷地には数箇所の大きな穴や、建物の土台が見えるような陥没箇所や、駐車場面が

派遣先	福島県福島市
	福島県浪江町
職種	保健



波打っている所もありました。日に日にその状況はひどくなっているとのことでしたので、いつか建物が傾くのではないかと不安な感じでした。派遣期間中だけでも震度3程度の地震が数回あり私は恐怖感を覚えました。地元の方たちは慣れているのか全く動揺していませんでした。福島市内を車で走ると、車窓

から見えた民家の屋根は、ブルーシートで覆われ重しが置かれている所が何箇所もありました。

私たちは、福島市内に2次避難している浪江町の方たちの支援をすることになっていたため、派遣初日に、浪江町の被災状況を確認するために車で現地に3人で向かいましたが、浪江町は原発20km圏内にあたり「避難指示」が出されたため、すでに2万人余りの人が町外に避難された後でした。福島市から浪江町まで車で走る間に通りかかった町の様子は、「屋内退避」の指示が出されていたためか、すれ違う車は2、3台だけで、畑や庭先などにも人影は見られず、静まり返っていて異様な光景でした。到着した浪江町の入り口には、警察官が配備され立ち入り禁止となっていたため、中には入れてもらうことはできませんでしたので、直接津波や地震での被害状況を目にすることはありませんでした。

2次避難所での保健師活動

3

浪江町の住民の方800人余りが、2次避難所として福島市内の17のホテルや旅館に避難されていました。私たち災害派遣保健師の役割は、避難先の全戸訪問で生活状況の悉皆調査と避難所での健康相談を実施することでした。毎朝、

県北保健所の担当保健師から、その日の訪問者リストと、要支援者の継続支援の内容等の引継ぎを受けた後、資料や生活必需品を受け取り指示された訪問先のホテルや旅館に向かいました。ホテルや旅館では、各部屋を訪問し、新たに入

居されている住民の方を確認し、世帯台帳の作成を行い、治療の状況等健康状態の把握を行いました。継続的に血圧管理などの必要な方の健康相談の実施や避難所の近くの医療機関の情報提供。介護保険サービスが震災で受けられなくなったお年寄りを抱えた家族の相談を受け情報提供を行ったり、子供の健診や予防接種の案内。また、インフルエンザ等の感染症予防の日常生活指導を行い

ました。震災や津波で家や家族を失ったことへの喪失感や原発のため避難せざるを得ず自宅に戻ることが出来ないことに対する不安や不満など、数多くの方が心の健康問題を抱えておられました。ゆつくり話を聞いたり、継続して専門的な関わりが必要だと判断した方は、県保健所の保健師を通じて、専門医等のこころの巡回相談につなぎました。



福島市内の2次避難所の派遣先で思ったこと

4

「当たり前前の生活ができることのありがたさ」を、つくづく感じました。

2次避難所である旅館やホテルは、清潔な居住スペース、暖かい食事、お風呂も完備され、衣食住の生活環境は整っていたので、そこに暮らしている人々も安心して生活されていることと、思っていました。一部屋ごと家族ごとに孤立し、ドアは施錠している家族も多く見受けられました。同じ町内でも地域が異なると顔見知りの関係でないと、なかなか

か会話もしにくく、交流も少ない様子でした。いくつもあるホテルの中には、リーダー的な人がいて自治会組織をつくり皆で助け合って頑張ろうと声を掛け合って活動をしているところもありました。同じ地区や地域ごとに同じ避難所に生活することが出来れば、馴染みの関係ができていたので、お互いに悩みも話しやすく孤立感から少しでも解消されるのではないかと思います。

今後の身延町の施策へ

5

今後、発生が予想されている東海沖地震に対して、実際に発生した場合を想定して福祉保健課内の職員間や保健師間で「災害時の要援護者への支援マニュアル」などを基に具体的な役割などを検討していく。また、要援護者台帳の整備を早急に行っていくこと。さらに、それ地域での防災活動とも連動して取り組んでいけるように検討していくことが必

要です。また、役場内では防災担当と連携し、各地域ごとに、地域性に応じた防災対策（必要な物、必要な人など）を実行していく必要があると思います。更に、平常時から隣近所のつながりを大切にする地域づくりを今まで以上に進めていく必要があります。

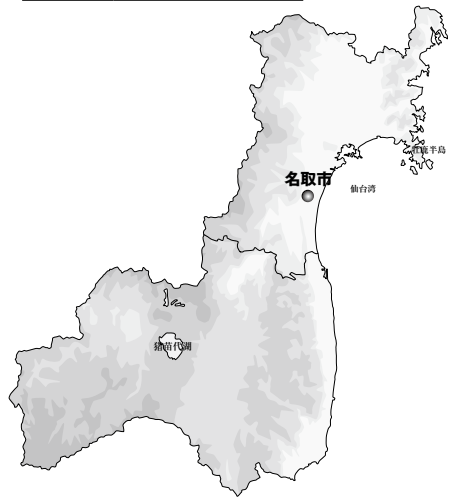
肌で感じた災害を乗り切れる 環境づくりの必要性

富士川町 福祉保健課 地域包括支援センター

保健師 佐野 香利



派遣先	宮城県名取市
職種	保健



安全な場所であるはずの公民館も

派遣の動機、理由

これまで経験したことのない大きな揺れを感じた3月11日は、今でも忘れられません。

揺れが治まり災害の状況をテレビで初めてみたのは、仙台空港に津波が押し寄せる映像でした。押し寄せる波に、簡単に流されてしまう飛行機を見た瞬間、衝撃的であると同時に、自然の力の脅威さえも感じました。

時間の経過とともに、明らかに甚大な被害状況を目の当たりにし、ただただ『私に何かできることはないのか?』

1

派遣先の現状

それだけの気持ちが一先走りでしたが、冷静に被災状況を把握するようになれた時、『このような状況を私自身の働く町、私自身の住む町が経験したらどうなるのか? どうしたらいいのか?』と思うようになりました。そこで、被災された地域へ支援者とし、足を踏み入れさせていただき、支援するなか学んだことを、地元での防災対策に反映させられる役割が少しでも担えたらと思いい派遣を希望しました。

決まった派遣先は、偶然にもテレビで津波の押し寄せる状況を見た仙台空港のある宮城県名取市。テレビで見た悲惨な状況からどれくらい復興しているのか、その中で私は何を担うべきなのか、現地に着くまでの間考えていました。

派遣期間(災害発生後79~83日)スタートとなった5月29日現在での名取市被災状況は、死亡者907人、行方不明者124人、避難者数650人、避難所数9カ所、ライフラインは確保されていました。

今回派遣先となった場所は、避難所3カ所(増田小学校体育館・増田中学校体育館・名取市文化会館)です。各避難所

2

には、事務局に行政が配置されていますが、運営自体は避難者同士自主的に行っている時期でした。特に小学校体育館における避難所内では、元々住んでいた地域の方が近くにいられるような配置がとられ、コミュニティを大切にしています。また、リーダーとなる方を中心に、掃除当番を順番制にする。ゴミの仕分けをしっかりとる。自転車をみんなで共有するなど、避難者同士でルールを作り、守り合っていました。時には言い合いになった時もあったとの事ですが、それでも協力しながら今に至っているとのことでした。

また、名取市行政においては、自ら被

災者でありながらも懸命に住民の支援を行うと同時に、普段の業務も本格的に

再稼働し始める時期でありました。

派遣先での業務内容

現地名取市保健師と連携のもと、主に以下の業務を行ってきました。

(1) 健康相談、有症者への対応

被災発生後3カ月を迎える時期であり、急性対応の必要性ある相談内容ではなく、医療につながっている持病慢性疾患(特に高血圧)に対する相談内容がほとんどでした。また、老若男女問わず、精神的な安定を求め話しくる方が多かったです。

そのため、とにかく傾聴する姿勢に心がける支援を大切にしました。



小学校体育館 健康相談ブース

(2) 感染症予防

衛生環境を保つ事が難しい集団生活において、感染症が発生しないよう、うがい手洗い徹底への声かけ、公共の場の消毒、換気、湿度の確保等、感染症対策への支援を行いました。

(3) 栄養相談

朝はパン、昼間はカップラーメン、夜は揚げ物が多く入っているお弁当が提供されている時期でした。カロリーとしては十分確保できる内容ですが、栄養バランス的には不安定なものでした。避難所にいる方の中には、高血圧、糖尿病、透析をしているなど、食生活に注意が必要とする持病をもっている方も多かったです。そのため、食事の摂り方について、実践できる方法を具体的に、一緒に考える支援を行いました。

派遣先で思ったこと

5日間、多くの事を感じ、学び、考えさせられ「いつおきてもおかしくない」と指

摘されている東海地震などの災害に対し、私たちは、住民としてはもちろん、さ

4

3

らに保健師は何ができるのか改めて考える機会となりました。特に、以下2点について強く感じ、考える機会となりました。

①被災後の状況下では、普段の日常生活をおくるうえで当たり前にしていたことができなくなります。そのため、『自ら努力すること、お互い協力し合うこと』が平常時以上、必要になるということがわかりました。これこそ『自助・互助』です。『自助・互助』は、突然できることではないので、普段からの意識づけと、実践できることが大切だと思います。

②初対面にも関わらず、3カ月近くかけやっとり戻しつつであろう笑顔で私たちを迎えてくださった避難所の皆さんに「遠くから来てくれてありがとう。大変だね。」と逆に私たちのほうが励まされる場面も多く、心強かったです。保健師は、専門職として住民の生活により密着して生活状況や健康状況等を把握

今後の施策への反映

自然災害は、避けることはできません。しかし、心構え一つで減災することはできます。住民全体はもちろん、特に幼い子供や妊婦、要介護高齢者や障害者など、災害時、特に支援を必要とする人たちのため、日頃から地域はもちろん、個々家庭の安全にかかわる課題を住民

できることが強みです。日頃の地域保健活動が住民に定着してこそ、受け入れの良さにつながっていくのであるうと思われました。また、環境が整わないなかで、老若男女、健康状態問わず被災された方々への対応をする保健師は、保健・医療の専門職として幅広い知識応用実践できる能力が必要であるということを実感してきました。



小学校体育館 運営委員長と山梨県派遣保健師

5

とともに洗い出し、対策を考えておく必要があると思われました。

いつくるかわからない災害を乗り切ることができる環境づくりの一助となるよう、5日間の経験や感じた事を今後の業務活動に活かしていきたいと思

自治 Q&A

お答えします！

Q 地方公営企業に、地方公営企業法を適用することのメリットについて教えてください。

A 地方財政法第6条及び地方財政法施行令第37

条では、水道(簡易水道を含む)・交通・病院・市場・観光施設・宅地造成・公共下水道等13の公営企業について、特別会計を設け、一般会計との適正な経費負担区分を前提とした独立採算制による運営を行うこととされています。

また、地方公営企業法では、公営企業が常に企業の経済性を発揮し、公共福祉の増進に資することを原則として、組織、職員の身分取扱、財務規定等が定められています。このうち、財務規定等では、企業会計原則に基づき、一般企業と同様に発生

主義・複式簿記による経理を行うこととされています。

公営企業のうち、水道(簡易水道を除く)等法定7事業については、地方公営企業法の全部が適用され、病院事業については同法の財務規定等が適用されています。また、法定事業及び病院事業以外の事業については、地方公共団体が条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または財務規定等を適用することができるとされています。

地方公営企業法を適用すること(法適化)のメリットの一つには、企業会計の導入による経営状況の明

確化が挙げられます。法非適用企業の経理は歳入・歳出による現金主義・官公庁簿記(単式簿記)により行われており、損益取引(管理運営等)と資本取引(建設改良等)の区分もないため、公営企業としての経営状況を的確に把握することは困難です。一方、法適用企業では、収入・支出の他、一定期間に生じた収益・費用、公営企業が保有する資産・負債・資本等の会計情報が整理されるときともに、損益・資本取引に区分した経理が行われます。また、期間損益計算による適正な原価の計算により、使用料の算定根拠を明確にすることができると、財務諸表や固定資産管理台帳を通して経営状況を検証することで、計画的で効率的な経営が行われるようになります。

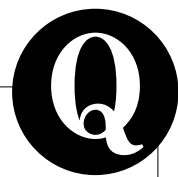
また、企業会計では出納整理期間がないため、決算の早期確定により、前年度決算実績を当年度の事業運営に活用することができるようになることもメリットです。

さらに、大きなメリットとして、例えば業務量の増加に伴い収益が増加する場合、当該業務に要する経費について予算を超過して支出することが認められるなど、弾力的な企業経営が行われるようになることも挙げられます。

総務省では、公営企業会計が「新

地方公会計モデル」による連結財務書類において対象となっていることから、法非適用企業にあつては特段の事情がある場合を除き、積極的に法適化する必要があるとされています。また、現在行われている地方公営企業会計制度の見直しにおいても、法非適用企業に財務規定等を適用することが検討されています。

公営企業のうち、特に下水道事業、簡易水道事業においては、地方公共団体の財政運営や住民生活への影響が大きいことから、経営状況の明確化や透明性の向上を図る必要があります。両事業については国の法適化推進要領が策定されており、地域の実情に応じた積極的な対応が求められています。公営企業及び地方公共団体の経営基盤強化・効率化のため、行財政改革の一環として法適化を検討することも必要であると考えられます。



実質収支比率には、標準的な目安がありますか？



実質収支とは、当該年度に属すべき収入と支出

との実質的な差額を表したもので、実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合で、財政運営を判断する指標の一つです。

実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示し、概ね3〜5%程度の黒字が望ましいとされ、算出式は、次のとおりとなります。

実質収支比率＝実質収支額÷標準財政規模

※実質収支額Ⅱ（歳入歳出差引額－翌年度へ繰り越すべき財源）

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字によって判断され、赤字の場合には、この比率はマイナスとなるため、財政運営が良好とはいえませんが、黒字でプラスの比率が高いからといって、財政運営が必ずしも良いといえるものではないため、財政分析をするためには、実質収支比率以外にもさまざまな指標で判断する必要があります。

実質収支比率以外の主な財政分

析指標として、次のものがあげられます。

1 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、概ね75〜80%が妥当ラインとされています。

2 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する

割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表し、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

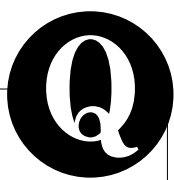
3 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされ、この指数が1.0に近いほど又は1.0を超えるほど、財政力が高いといえます。

また、これらの指標以外にも、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政再建制度が抜本的に見直しされ、財政指標（健全化判断比率等）が整備されました。これは地方分権の推進や少子・高齢化社会など地方財政を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、多様な住民ニーズに対応するためにも、弾力的な財政運営だけではなく、財政の健全化を確立していくことが、ますます重要であると考えられるからです。

なお、これらの指標等に関する地方財政状況の統計データにつきましては、総務省のホームページで公表されていますので、ご覧ください。



東日本大震災に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取り扱いについて教えてください。



寄附金に対する税制上の優遇措置は、所得税と個人住民税において受けられますが、そのうち個人住民税について説明します。

I 個人住民税における寄附金控除制度

個人住民税について、次の場合に寄附金税額控除制度が設けられています。そのうち、1①の都道府県

や市町村に対する寄附金が、いわゆる「ふるさと寄附金」として特例控除額が加算されます。

1 対象となる寄附金

- ① 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- ② 納税義務者の住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- ③ 所得税の控除対象寄附金のうち、都道府県・市町村が条例で指定する寄附金
- ④ 都道府県・市町村が条例で指定するNPO法人への寄附金

※ ④のNPO法人への寄附は平成23年税制改正において拡充されました。

2 税額控除額

基本控除額：

（寄附金－2千円）×10%

特例控除額：

（寄附金－2千円）×（90%－0%）
40%（寄附者に適用される所得税の限界税率）

※ 控除対象寄附金額は総所得金額の30%を限度。

※ 特例控除額は①のふるさと寄附金にのみ適用。個人住民税所得割額の1割を限度。

※ 適用下限額は、平成23年の寄附より2千円（平成22年以前は5千円）

3 手続き等

寄附金控除を受けるためには、寄

附を行った方が寄附をした翌年に、団体等が発行する領収書等を添付して申告を行う必要があります（所得税の確定申告を行う場合は、個人住民税の申告は不要です。確定申告を行わない場合は、住所地の市町村に住民税の申告を行う必要があります。）。

Ⅱ 東日本大震災に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取り扱い

「ふるさと寄附金」制度は、都道府県・市町村に対する寄附金に係るものですが、東日本大震災に係る義援金等については、被災地の県や市町村に直接寄附する場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などの募金団体へ義援金として寄附する場合にも、「ふるさと寄附金」としての個人住民税の控除が受けられます。

募金団体に対する義援金の取り扱いとしては、まず、募金団体に対する義援金等が、最終的に次のア、イに拠出されていることが新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等で明らかにされていることが必要です。

ア 被災地方団体

イ 災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方団体が関係機

関と組織する義援金配分委員会等

また、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受けようとする納税者が個人住民税申告書（確定申告書の住民税に関する事項を含む。）に寄附金額を記載した場合の確認方法については、原則として地方団体が発行する領収書によりますが、東日本大震災に係る義援金等については、その被害の状況などから確認方法等が簡素化され、次のいずれかによることとして差し支えないものとされています。

ア 募金団体が当該納税者に交付した領収書又は預かり証（最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されていることが明らかにされているものに限る。）

イ 次の①及び②の書類等（募金団体が日本赤十字社又は中央共同募金会である場合は次の①の書類等）

① 振込依頼書の控又は郵便振替の半券（ともに原本に限る。）

② ①の書類等に記載された口座が、募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写真

ウ 新聞社等が募金団体である

場合における寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等（住所、氏名及び寄附金額が記載されているものに限る。）

寄附金控除を受けるためには、来年の確定申告等が必要となりますので、寄附をされた方は、これら領収書等の保管が必要となります。

なお、課税団体の確認事務を容易にするために、日本赤十字社又は中央共同募金会等に義援金等を拠出した募金団体の名称の一覧を、総務省から地方団体へ提供する方向で調整中とされています。

最後に、県内市町村においても、本制度の住民の皆様に対する広報に積極的に取り組まれるようお願いいたします。また、来年の申告期において税務署及び地方団体の事務が増加することが予想されることから、確定申告の広報や電子申告（e-Tax）活用の周知などにも御協力いただくようお願いいたします。

甲府市

結集した総合力で新たな価値を創りだす

「プロジェクト総合力」庁舎建設部庁舎建設総室 中尾 守

時代のグローバル化の進展や高度情報化の進展さらには事業の国際性が高まる中で、経済成長に結びつけ、産業の発展につながる知的財産への取り組みはこのほか重要となってきました。また、最近では知的財産の新たな価値として、企業や組織の「付加価値」や信用といった「ブランド価値」も改めて重要視されるようになってきています。こうした知的財産への動きやこれらの流れにしっかり応えていくことは新しい甲府を創り出していくことにつながっていくものと考えています。

加えて、その取り組み過程において、知恵やそこで生まれる行動力は、これからの事業活動の大きな流れや変化に対しての組織を支える十分な適応力になっていくものと考えています。

このため、平成22年度の山梨県市町村調査研究推進事業については、市有林材資源を活かした救助・救出用長椅子ならびに記載机兼用ストレッチャーの知的財産権の取得とコスト面のみならず、デザイン性や使いやすさなど完成度の高い製品化を目指すことを研究テーマとして取り組みました。

成果として、現在、救助・救出用長椅子ならびに記載机兼用ストレッチャーについて特許、意匠登録出願中であります。

さらには、甲府のものづくりの想いやできたて感とともに知的財産というブランド価値を絡ませた低コストの完成度の高い救助・救出用長椅子の商品開発にも取り組みました。

こうした取り組みの中で受け止めたものは、ものづくりの異業種融合の必要性や一人ひとりが知恵やアイデアを持ち寄ることで、新たな発想と新しい発見が生まれてくるということでもあります。



これからも引き続き組織の総合力を結集し、想いを形にという基本的考え方の中で、本市の資源である市有林材を有効活用し、環境保全と森林健全化に資するため甲府を元気にする新たな成長・発展につながる事業領域の開拓に果敢に取り組んでまいりたいと思っております。

甲斐市

新たな市のシンボル JR 竜王駅を「花と緑の拠点」に

「竜王駅周辺緑化推進調査研究会」都市計画課 早川 要子

甲斐市の新たなシンボルとして平成22年3月27日に全面供用開始したJR竜王駅。市では、市の新しい顔、玄関口となった竜王駅の完成を機に、観光や地域の振興に向け、竜王駅を拠点とした活力あふれる地域づくりを進めています。

そうしたなか、「甲斐市緑の基本計画」において「花と緑の拠点」に位置付ける竜王駅周辺に、どのように緑化の推進や誘導を図るのが望ましいか、また、周辺住民の意向やニーズを把握するなかで、市民と協働で緑化を推進する体制づくりをどう行うかを調査研究するため、本研究会を立ち上げました。

市内在住のフラワーコーディネーター渡辺ひさ子先生をアドバイザーに迎え、研究会で取り組んだ主な事業は次のとおりです。

① 竜王駅周辺地域及び周辺幹線道路の植栽の現状把握調査

・本研究会における事業の対象エリアの確認と、検討会において出された課題・意見を参考に実施

② 先進地視察研修

・緑化推進のイベント企画の参考として、東京都日比谷公園ガーデニングショーを視察
・渋谷公園通商店街振興組合のプランター植花に広告収入を取り入れた先進的な取り組みの視察・研修

③ 計画案に基づく景観づくり及び植栽デモンストレーションの実施

・現地調査に基づく各種提案や先進地視察研修の成果を踏まえて、景観づくり及び植栽デモンストレーションの実施



④ 周辺地域住民等の意向調査

・周辺地域住民、駅利用者等を対象にアンケート調査を実施

⑤ 竜王駅周辺緑化計画の策定

・これらの調査研究成果を踏まえて計画のまとめ

今後は、「竜王駅周辺緑化推進計画」をどのように実行していくかが課題となりますが、本調査研究の成果が竜王駅を中心とした市の活性化につながるように、取り組みを更に進めていきたいと思っております。

北杜市

平成 22 年度市町村調査研究事業の取り組み

「北杜市水資源研究会」 環境課 清水 賢一

北杜市は、環境省の名水百選を3ヶ所（「ハヶ岳南麓高原湧水群」「尾白川」「金峰山・瑞牆山源流」）有する全国唯一の市町村であり、ミネラルウォーター生産量が日本一などの名水の里として知られる。清らかで豊富な水資源と日照時間日本一を誇る太陽エネルギーに恵まれています。

このような地域特性を活かし、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市～水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために～」の実現を目指したまちづくりを進めているところです。

市民の日々の暮らしの中で、水の恩恵は、多大であり、この貴重な資源を守り未来に継承していく責任があると考え、市内各地域に埋もれた水資源を調査し、掘り起こす中でこれらの水資源を「学び、守り、活かす」ことを目的として、山梨大学客員教授向山建生先生をアドバイザーにお願ひし、職員の有志により研究会を発足しました。

調査は、市内の各地域の水資源の現地調査及び聞き取りを実施し、調査結果に基づいて、市民の意見を取り入れた「北杜市水資源資産」として、233の水資源を

- (1) 河川、小川、湖沼、滝、湧水等自然景観と融合している「自然の水資源」
 - (2) 温泉、水道、水力発電、堰等水に関する人工的活用物又は歴史的構造物等、人の生活や産業に活用されている「人工の水資源」
 - (3) 穀類、野菜、魚類等「水の恩恵の生産物」
 - (4) ミネラルウォーター飲料水や加工品等生命の源となっている「加工もの水資源」
- の4つの分類に分けました。



今後は、今回の調査結果を用いて、環境、産業、教育、観光面等での資源価値を分析評価し、これら各分野での利活用の方途を調査研究するとともに「水さき観光案内人」の育成を検討していきたいと考えています。

山梨市

山梨市役所女子観光プロモーション事業

「山梨市役所女子観光プロモーションチーム」 観光課 戸泉 俊美

平成21年度、22年度の2年間にわたり市町村調査研究事業の助成を受け、山梨市への女性観光客の誘致と観光客がより満足できる観光地の形成について調査研究を行いました。

インバウンドに対応可能な観光地形成

平成22年度は、インバウンドに対応可能な観光地形成について調査研究を進め、女性の視点から外国人が欲しいと思う情報をまとめました。

また、研究資料の内容をメンバー及び観光課職員で検討し、その一部を英語版広報資料として山梨市ホームページに掲載しております。

ホームページの編集にあたっては、日本大学芸術学部准教授キャラクター リチャード先生及びキャラクター京子さんに指導をいただき、外国人にわかりやすい英語表現を心がけました。

観光業に携わる団体との連携

昨年度に引き続き、「おもてなし」に重点をおき、山梨市の観光の印象度を高めるための具体的な方策を研究しました。

お客様を心地よくお迎えするための環境整備や心に響く振る舞いについて自主勉強会を実施し、アロマテラピーを利用した「香りのおもてなし講座」や、実技を伴う「おもてなしのための接客講座」の企画を山梨市観光協会に提案しました。

講座を企画し運営の補助をすることにより、観光業の最前線で



働く方から様々なことを学び、同時にスキルアップも図られたと思います。

また、山梨市ボランティア観光ガイドの会と合同で、山梨市駅南側「かのがわ古道」の研修を行い、散策ルートの検証を行うなど、観光業に携わる様々な団体と関わりができたことで、活動の幅が広がる予感がしています。

今後の展望

調査研究事業は22年度で終了しましたが、今後もメンバーの女子力向上に努めながら、観光のみならず市の活性化と発展につながる活動を続けていきたいと考えています。

甲州市

2年連続 調査研究 続けることで変えていく 「男女共同参画」という言葉がなくなる未来にむけて

「甲州市男女共同参画庁内研究会」 市民生活課 中澤 仁美

日本は、毎年80万人ずつ人口が減少していく

日本は人口減少の時代に入り、まもなく毎年80万人ずつ減少し(山梨県民86万人)、40年後には3,300万人減少すると予測されている。特に、生産年齢人口(15歳～64歳)が激減し、2人に1人は高齢者(65歳以上)になると予測されている。

多様な力を生かさないと、もったいない

今後、若者が減り、財政的に厳しくなると、地域に元気がなくなる恐れがある。今こそ、もっと「人」を生かし育てる環境をつくる必要がある。しかし、今まで「人」というと男性が中心であった。もっと、女性や若者、高齢者など多様な力を生かさないと、もったいないし、社会を維持することが難しくなっている。

2020年までに、指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にする

国の第3次男女共同参画推進計画では、早急に対応すべき課題として、2020年までに経済、政治など各分野の指導的地位の女性割合を少なくとも30%にするとしている。

国際的な指標で見ると日本の男女共同参画は先進国中、最下位である。しかし裏返せば、女性が力を発揮する余力が、まだまだあるということである。

市民の女性比率と市役所課長職に占める女性比率はアンバランス

甲州市役所の課長職に占める女性の割合は3.8%(1/26人)、全国の市の平均9.8%、山梨県の平均4.7%を大きく下回っている。

甲州市の人口は男性より女性が約1,000人多い。市民サービスを行う上で、行政も男女の比率をバランスよく保つことが不可欠であり、その人材を育成していくことが「まちづくり戦略」の一つとなる。

職員の意識調査や職員研修会などを実施

研究会では、昨年に続き、「職員の男女共同参画に関する意識調査」や「自治体の経営戦略としてのワークライフバランス」と題した、渥美由喜さん(東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)による研修会などを行っ



た。意識調査の結果や研修会後のアンケートを集計し、職員の意識や現状を分析した。「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対と感じている市の職員は国の平均より少ない。また、仕事内容に男女の区別があると感じている割合が高かった。

男女共同参画を実現するための法律や計画が整備されても、伝統的な価値観や社会慣行が「見えない壁」となって、男女共同参画社会の実現を阻んでいる。市民に推進していくために、まずは職員が率先して取り組むことが必要である。

誰もが心地よく感じる「自治の風」を吹かせるために

自治の風2011年3月号に寄稿した方は、男性22人、女性4人であった。また、編集委員13人は、すべて男性ばかりであった。女性をもっと増やせば、山梨に吹く自治の風は、みんなに心地いいものになると感じる。

そんな些細なことと思われるかもしれないが、その気づきが大きな風となって地域に行渡る。そして風通しのいいまちができると思う。未来にむけて、今後も進めていきたいと思う。

市町村調査研究事業について

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

①助成対象

単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ(市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ)

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業(対象事業のテーマは問いません)

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額

助成対象経費の全額(30万円限度)

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

- ・平成24年度における本事業の助成希望に関する調査を11月下旬に行う予定ですので、本制度の活用についてご検討をお願いします。

(財) 山梨県市町村振興協会

F がんばっています。

fight

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



富士・東部建設事務所
飯塚 宣裕
(上野原市)

本年4月より、上野原市から交流派遣職員として富士・東部建設事務所都市計画・建築課都市計画担当に配属され、4ヶ月が経過しました。当初は、環境の違いや事務手順の違いに戸惑いも感じましたが、周囲の方々に温かく接していただき、職場環境にはすぐに慣れることができました。

一方、業務面はというと、主に都市計画法や宅地開発条例に基づく開発行為に関する許認可、その他風致地区条例、屋外広告物条例に基づく許認可に関する事務を行っていますが、その中でも、開発についてはほぼ毎日のように相談があり、4月当初は大変苦労しました。特に、元々一般行政職で採用された私にとっては、聞き慣れない土木の専門用語の連続で、技術的な面ではまだまだ知識が追いつかず、毎日が勉強の日々です。

他にも、これから学んでいかなければならない業務が幾つもあるわけですが、将来、市に戻ってからここで得た知識を活かすために、それから、多くの人脈を作るために自分がここに派遣されていると思いますので、残された期間は、そういった点を意識しながら業務を遂行してまいりたいと考えております。

最後になりますが、このような貴重な経験を積ませていただいていることに対し、富士・東部建設事務所及び関係機関の県職員の皆さま方、並びに、この派遣に際し、私を選んでいただいた上野原市の方々に感謝申し上げます。



市町村課財政担当
小西 常夫
(南アルプス市)

本年4月から、南アルプス市より派遣研修職員として山梨県総務部市町村課に配属となり、5ヶ月が過ぎようとしています。当初は、職場環境の変化や初めて担当する業務の遂行に不安や戸惑いもありましたが、周囲の皆様の温かいご指導に支えられ、充実した日々を送っています。

私は、財政担当として、主に地方公営企業(水道事業)に係る起債・決算状況調査、市町村公共施設状況調査等の業務を担当させていただいています。業務の流れを把握し、一般会計とは異なる企業会計の特徴や根拠法令等の理解に努める一方、市町村や企業団の担当者の方々と業務に係るヒアリングや情報交換の機会を通し、各団体の実情等に触れるなど、多方面から学ぶことが多く、大変勉強になっております。また、業務に携わる方々の熱意や信念に刺激を受けることもあり、貴重な環境の中で仕事をさせていただいていると実感しています。

一年間という限られた期間ですが、少しでも多くのことを吸収し、得られた財産を南アルプス市に戻った後にも十分活かすことができるよう、残された期間を勤めていきたいと思っております。最後になりますが、市町村課の皆様、担当業務でお世話になっております各団体担当者の皆様、このような貴重な機会を与えていただいた皆様に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。



富士・東部建設事務所
吉田支所
渡辺 誠
(富士河口湖町)

平成23年4月より交流派遣職員として富士河口湖町から富士・東部建設事務所吉田支所道路課西部道路担当に配属され、早5ヶ月が経とうとしております。配置された部署は土木専門の部署ですが、私自身は一般事務の経験しかないことから、配属当初は全く知識の無い自分に勤まるのだろうかと不安でした。しかし、周囲の皆様から温かいご指導をいただき徐々に環境にも慣れ、今ではとても充実した毎日を送っています。又、西部道路担当ということで、富士河口湖町内の道路工事に携われる事もあり、とてもやりがいを感じております。

配属された道路課では、新たな道路の整備や改良等を進めており、私の業務は主に、道路工事に関わる各種申請手続きや、必要資料の作成等の事務を担当しています。又、直接道路工事の現場は持っていませんが、現場での打合せや検査等も一緒に立ち会わせてもらい、貴重な経験からとても勉強になっております。このような経験を通し、道路は自動車や歩行者等が通行する為に設けられ、私たちの生活に欠くことのできない重要な物である半面、整備が不十分だと安全面に影響を及ぼし事故を招く恐れもあることから非常に重要であることを改めて感じました。

まだまだ分からない事ばかりですが、残された期間の中で、更に色々な経験や勉強をさせて頂きながら、少しでも多くの事を学び今後に生かせるよう努めたいと思っております。



山梨県総合県税事務所
徴収部 第二課 第5担当
中込 崇
(北杜市)

この4月より北杜市から山梨県総合県税事務所徴収部へ交流職員として配属され、早4ヶ月が経過しました。最初の頃は始めて対面する職員の方々、今まで携わった事の無い業務、使い慣れないシステム等々で、果たして自分に務まるのかと不安で一杯でしたが、周囲の方々の温かいご指導やご助言のおかげで、今では何とか日々の業務にも慣れ、充実した日々を送っております。

私が所属する徴収部は、県税滞納者から税金を徴収する専門部署であり、主な内容は財産調査や納税相談、納税催告などです。時にはやむを得ず滞納者の財産を差押える事もあります。初めの頃は差押えをすることによる苦情の電話が非常に苦痛であった事を鮮明に覚えています。今でも差押えをすると怒鳴られたりすることが多く、慌ててしまったりもしますが、早く周りの諸先輩方のような一人前の徴税吏員として毅然とした態度で対応が出来るように頑張りたいと思います。また、税を徴収するうえで苦情は必ず出るものですが、財産があるのに納付をしない滞納者に対しては、税の公平性という観点からも、絶対に滞納を許してはならないことを肝に銘じて今後の仕事に取り組みでいきたいと思っています。

山梨県の徴収率は全国でもまだ低い方ですが、近年の努力により徐々に徴収率を上げています。また、職員研修や勉強会も数多く開催されています。新しく配属された職員を対象に一週間にも渡る研修を開いて頂いたこともあり、業務へ取り組む上でとても参考となりました。今後は職員の方々との交流を深めるとともに、ここで学んだことを市の業務へと活かせるよう、今以上に精進していきたいと思っています。周囲の方々にはこれからもご迷惑をお掛けするとは思いますが、ご指導の程をよろしくお願い致します。



農業技術課
鶴田 洋己
(笛吹市)

桃畑10aのビニールハウスの建設費が分かりますか？

その答えは農業に携わった事のない私には、とてもセンセーショナルでした。

私が配属された農業技術課で担当する業務は、農業制度資金に関わる業務です。農業制度資金とは、農業経営の安定や農業機械等を購入する際に農業者の皆様が融資機関から低利で借り受けができるよう、県などが利子補給や原資貸付等で支援するものです。基盤強化や規模拡大を図るうえで、資金繰りは非常に重要なファクターとなり、資金の借入時に作成する計画書は経営の問題点や改善点を総合的に自己点検する良い機会になると思います。この農業制度資金を有効に活用して頂くことで、農業者の皆様がより良いものとなり、それが山梨県農業の維持・発展に繋がればと思っています。

農業や金融の初歩も分かっていない人間が果たして2年間も務まるのか、今でもその不安は完全には払拭されていませんが、派遣から3ヶ月が経ち制度の仕組みを少しずつ理解し始め、現在は充実した毎日の中で業務に当たっています。この機会を与えてくださった方々の期待に応えられるよう精一杯勤め上げ、成長した姿をお見せできればと思っています。

最後に、笛吹市から派遣され、名前も顔も知らない私を暖かく迎えて頂き、時に厳しく御指導していただいている農業技術課の皆様と、これまで笛吹市から私と同様に県に派遣され、良好な土壌を築いてくださった諸先輩方に心から感謝申し上げます。

【桃畑一反のビニールハウスの建設費の答え:約700万円

ご利用は計画的に…】



市町村課税政担当
芦澤 克久
(富士川町)

本年4月より富士川町から交流派遣職員として、総務部市町村課にお世話になっております。

配属当初は職場環境はもちろんのこと、業務の流れや進め方、システム環境等、どれ一つを取っても一変し、戸惑うことばかりでした。そして私事ながら11ヶ月になる子供の世話との両立をうまくできるのか…と、不安ばかりだったことを思い出します。しかし、周囲の方々のご指導とご鞭撻により今では充実した日々を過ごさせていただいております。

私は税政担当で固定資産税の担当をさせていただいております。年度当初の4月中旬には各市町村のご担当者の方々にお集まり頂き、課税免除に係る減収補てんのヒアリングを行いました。される側からする側へ、どのような姿勢で臨めばよいのか、不安を打ち消すかのように勉強し、必死に検収したのを覚えています。そして、地方交付税算定基礎資料に係る固定資産税基準財政収入額の算定、概要調書等の提出書類の検収などを経験させていただきました。経験豊富な各市町村のご担当者の方々に対応していただき無事検収を終えることができました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

またこれからは交付税検査、特別交付税の算定数値の検収等がありますので、見聞を広める意味でも経験をさせていただきたいと思っています。これまでの書類の提出や質問する立場から、検収回答する立場に変わり、今では、あまり触れたことがなかった地方税法や実務提要本との戦いの日々を送っています。

最後になりますが、県庁での経験や人との出会い、飲み会の場(大騒ぎしすぎたかな…(笑))も私にとっては良い経験で財産になると思います。この経験を富士川町の将来に還元していきたいと思うとともに、このような機会を与えて下さった関係機関の皆様へ感謝いたします。これからもご迷惑をお掛けすると思いますがご指導の程をよろしくお願い致します。

システム共同化による 市町村への効果について 『財務会計システム共同化』

山梨県市町村総合事務組合
電子自治体推進室

中田 麻美

I はじめに

現在市町村は質の高い公共サービスを提供するため、効率的な事務を推進し、厳しい財政状況下においても、真に行政として取り組まなければならない政策課題等に重点的に対応した、簡素で効率的な行政運営が求められています。また、情報システムの機能向上に伴う複雑化や、情報セキュリティ対策の高度化など、情報システムの運用・管理に要求される業務が拡大しています。これらの業務に対応するため、情報システム担当職員の高度な技術・知識の習得が求められています。

山梨県市町村総合事務組合では、平成21年度に「システム共同化調査・研究」を実施し、



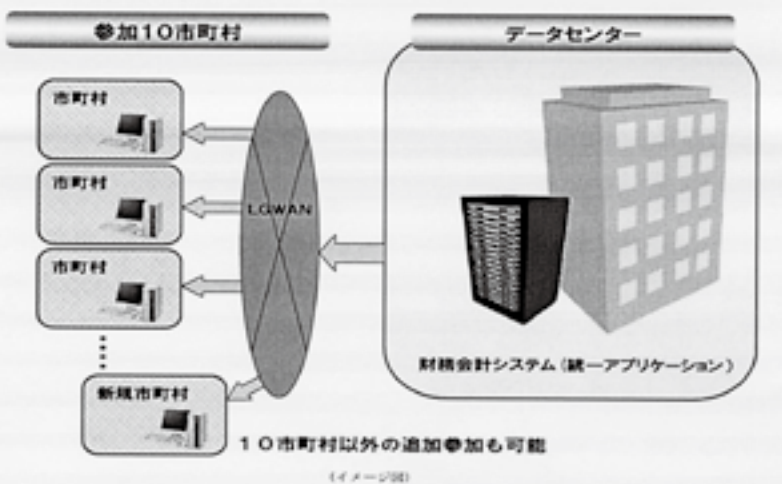
各市町村に対して要望調査を行いました。その結果報告を受け、市町村の業務システムの共同利用に取り組むことを決定しました。

この調査において最も要望が多かったシステムで、業務システムの中でも業務標準化の実現性が高く、制度改正が少なく、経費削減効果が望めることから、平成22年度から『財務会計システム』の共同化を行っていくことになりました。

そこで、財務会計システムの仕様等の検討を行うため、「電子自治体の推進に関する研究会」内に、事務局とシステム共同化参加希望市町村の情報担当者で構成する「ワーキンググループ」を設置し、協議を開始しました。

II 財務会計システム共同化への取り組み

まず、システムを共同化する実現手段として、自前のITリソースを保有せず、ネットワークを介して必要な機能やアプリケーションを共同利用していく方針を決定しました。データセンター内にある統一アプリケーションを、L2WAN回線を通じて各市町村で利用するという形になります（イメージ図）。



財務会計システムの共同化による効果としては、次の項目が挙げられます。

①業務の標準化を図ることにより、開発・運用経費の削減に大きな効果が期待できる。

② 法制度改正への迅速な対応、そして電子自治体の実現に向けた業務の改革を加速させることができる。

③ データセンターにおいて一元的に保守運用を実施することにより、システム運用に必要なインフラコストを抑えることができる。

④ 幅広い業務知識やパッケージの利用ノウハウを市町村間で共有することによって、職員のリテラシー向上が図ることができる。

財務会計システムの共同利用には、県内10市町村が参加しており、「予算編成」、「予算分析」、「歳入・歳出」、「出納」、「決算統計」などの管理を行う、計12の機能を利用しています。いずれの機能も大がかりなカスタマイズを必要とせず、各市町村の個別のニーズに対しては、パラメータ設定など簡易な作業で対応できる仕組みとなっています。

原則としては、パッケージの標準機能に業務を合わせる方針で進めました。ただし、10市町村で協議をした結果、個別でどうしても必要であると判断をした業務については、若干カスタマイズすることで対応しました。しかし、あくまでパッケージを基本に導入していますので、短期間でスムーズな導入ができました。

また、一部の団体では、起案・審査・承認・最終決裁までのワークフローを電子的に処理していく「電子決裁機能」も導入。意思決定の迅速化と、文書の保管コストの抑制を目指しています。

その他にも、財務会計支出伝票の支払額と控除額をもとに、年間の源泉管理業務を行う「源泉管理システム」も用意されています。現場からは、「従来は職員が手作業で行っていたこの源泉管理業務が自動化されたことで、職員の事務負担が軽減でき導入したメリットを実感できる」と聞いています。

平成22年10月、まず2村が、このサービスを利用して予算編成の業務を始めており、平成23年4月からは予算系の業務を開始しています。2村と組合は運用情報の共有を目的に、不定期で情報交換を開催する予定です。



Ⅲ 組合のサポート体制

問い合わせ窓口は、組合においてヘルプデスク業務を行っています。従来は、各市町村

の情報システム担当者が個々に職員からの質問を受け、すべてを対応していました。つまり、ヘルプデスク業務を組合が行うことによりシステム担当者の業務負担が軽減されることとなります。

今回の財務会計システム共同利用環境の構築は、団体相互の情報共有・ノウハウの共有という面でもメリットが大きく各団体がFAQのファイルに記録しており、それらを全市町村で共有します。こうした情報がますます充実し、組合側で蓄積していくことで新たな参加団体にも提供できずから、今後はよりスムーズな導入につながっていくと思います。また、共同利用を推進することで財務会計業務が標準化されると、各市町村では法制度に対して、より適正で、かつ最善な運用ができるようになるかと考えられます。

Ⅳ おわりに

すでにシステムの稼働を開始している2村以外の8市町村においても、現行システムの切り替え時期に合わせて順次、共同化システムへの移行が開始されます。

また、組合では財務会計システム以外にも共同化事業を進めており、今後も、IT経費の削減を図ることを常に意識し、共同化するメリットがあるシステムについては引き続き検討し、共同利用環境への参加団体を、さらに増やしていくことも計画しています。

はつらつ!!

市町村職員

はつらつ!!



甲府市 都市建設部 都市基盤整備室 道路河川課

大森 祐実 Yumi Omori

私は、平成22年4月に甲府市役所の土木職として採用され、道路河川課に配属されました。道路河川課の業務は、道路や河川・水路の補修工事や緊急対応、道路・水路用地の管理など多岐に渡ります。また、ゲリラ豪雨のような緊急時には、全職員で水防活動を行うなど大変重要な業務も担っています。その中で私は、市道や法定外公共物の境界確認や、用途廃止といった用地管理を担当しています。入所当時は、土木職というと工事設計や施工管理のような仕事を想像していたので、そのイメージとのギャップに戸惑いも感じました。しかし、用地管理とは、いわば公共の土地を守ることであり、それは市民の財産を守ることにともつながる責任ある仕事だと考えます。そういった仕事を担当することで、市職員として成長でき、今はとてもやりがいを感じています。

まだまだ至らない部分が多く、上司や先輩方にサポートしていただくことばかりですが、今後さまざまな業務を経験することで、一人前の技術者となれるよう努力していきたいと思っています。また、高校・大学時代を過ごし、お世話になってきた甲府というまちや、そこに住む市民の方々へ恩返しするつもりで日々の業務に取り組んでいます。

はつらつ!!



大月市 税務課

酒井 勝利 Katsutoshi Sakai

私は、平成23年4月に大月市役所に採用になり、市民部税務課資産税担当に配属されました。主に新築家屋の調査、税務課の窓口業務等を担当しております。

新築家屋の調査では、新しく建築した家屋に入り建具の大きさや何の仕上げ部材を使用しているかなどを調査しており、その調査で家屋の評価額が決まるというとても重責な仕事をさせていただいております。その中で、間違っただけではいけないという責任感と正確な評価をしないとイケないという緊張感をもって日々業務を行っております。

また、税務課の窓口業務では市民の方々と直接接しながら証明書の発行業務を行っております。市民の方々は、市役所にいる人は何でも知っているという感覚で来庁される方が多く、わからないことで責任ある対応ができない時がまだあります。しかし、市民の方が求めていることに対して迅速・正確・丁寧に対応し、信頼される職員になれるよう努力していきたいと思っています。

まだまだ分からないことも多く勉強の毎日ですが、責任ある対応を迅速・正確・丁寧に市民の方に提供できるような職員を目指していきたいと思っています。そして、大月市の発展に貢献できる人材になりたいです。

はっらつ!!



身延町 政策室

雨宮 麗太 Reita Amemiya

私は、平成23年4月に身延町役場に採用され、政策室に配属されました。3月末日に配属先が決まった時「何をやる所なんだろう?」と不安が消えないままの4月1日、初登庁を迎えました。民間企業を経ての入社だったため緊張はあまりありませんでしたが、職務内容への不安を残したまま初日の職務を終えました。あれから早5ヶ月。今は多種多様な事務作業の他、各種イベントの事前準備に追われています。今年は東日本大震災が発生したことにより、イベント等の自粛が相次いでいますが、このような時だからこそ身延町を、そして日本を元気に出来るよう、イベントの成功を目指して取り組んでいきたいと思っています。

6年間身延町を離れていた私にとってまず必要なのは、身延町を知ることだと思います。なので、業務で町内を走り回ることも多く、町民と触れ合う機会が多い政策室に配属され、本当に良かったと思っています。身延町の現状を知り、そしてより良い身延町を目指してこれからも頑張っていきたいと思っています。

はっらつ!!



南部町 交通防災課

水上 雄基 Yuki Mizukami

私は、平成21年4月に南部町役場に採用され、建設課に配属された後、現在は交通防災課に勤務をしています。主な業務は、町の消防及び防災業務、町営バスなどの交通業務を担当しています。

その中でも防災については、「防災に強い町づくり」を念頭に置き日々仕事をしています。山梨県で最南端に位置する南部町は、発生が切迫しているとされる東海地震の影響を大きく受けると予想されます。自然災害への取り組みは、一朝一夕で解決できる課題ではありませんが、責任や期待が問われる仕事であるため、自分自身のステップアップが南部町や町民の皆様のために繋がることだと信じて努力しています。町民の皆様は、町の防災について非常に関心があり、様々な要望や不安の声が聞こえてきます。課題について行政だけで検討して決定するのではなく、町民の皆様と一緒に考えていくことで、同じ方向を見据えた協力し合える町になると思っています。

まだまだ至らない点もありますが、今までの経験を活かし、明るい職場の雰囲気を保つことも併せて、職員からも町民の皆様からも安心して仕事を任せられるような職員になれるよう頑張っていきたいと思っています。

市町村 振興協会たより

○山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成について

当協会では、個性豊かで活力に満ちた地域づくりや地方分権時代を担う人材育成に資するため、市町村長や職員を対象とした研修事業を実施するとともに、次のとおり山梨県市町村職員研修所をはじめとする関係団体の行う研修事業への一部助成を行っております。

- ・山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成
- ・山梨県市長会、山梨県市議会議長会、山梨県町村会、山梨県町村議会議長会の研修事業への助成
- ・市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所及び(財)全国建設研修センターの研修受講経費への助成

今回の「協会たより」では、このうち、山梨県市町村職員研修所の取組みについて紹介をいたします。

山梨県市町村職員研修所 平成23年度研修計画の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進のもと、「地域主権改革推進一括法」により、これまでの義務付け、枠付けが見直されるとともに条例の制定権が拡大し、国からの権限移譲が推進されることとなります。市町村では地域実情に即応した政策の立案や独自の法整備(条例制定)が求められ、これまで以上に組織の総体能力の向上を図る必要があり、そこに帰属する「人財」の確保育成が求められています。

研修所では、こうした時代の要請を踏まえつつ、次に掲げる事項に重点を置きながら、人材育成の最たる手段である職員研修を実施します。

(1)階層研修(新任・現任・監督者・管理者・階層共通)

階層別コンピテンシーの習得のため、段階的・継続的に学べる研修を計画しました。

「トップマネジメント」、「行財政改革と事業評価」、「ワークライフバランス」の研修を新設し、「行政経営と効率化」研修を基礎コースと応用コースに細分化しました。

(2)能力開発基礎研修(法務法制・政策形成・コミュニケーション・マネジメント・情報基礎)

社会実情に即応できる能力開発や地域が求める職員の資質向上を念頭に研修を計画しました。

地域に眠る資源を見出し、有効に活用するための方策を、自治体対応で学ぶ「地域資源を活用した施策作成」研修を新たに追加しました。

(3)能力開発専門研修(会計・環境・管財・土木・広報・情報)

国や社会での新たな動きに敏感に対応できる知識・技術の習得のための研修を計画しました。

地球温暖化防止対策を広範的に考えるため、「持続可能な社会づくり」と「低炭素へのアクション」を統合し、新たに「地球温暖化セミナー」を新設しました。

(4)支援研修(各種リーダー研修・出張研修・自己啓発)

職場内の人材育成を支援するため、研修所が主催して「監督者リーダー(JST)」及び「接遇リーダー(接遇と指導力)」を養成し、地域課題の解決や各市町村の人材育成計画を支援するため、「出張研修」を拡充しました。また、研修に割く時間が限られ、集合研修に参加する時間も厳しいことから、ユビキタスな研修機会を提供するため、eラーニングによる支援を行います。

TOKI no HITO Man & Woman

時^{とき}の^{ひと}人

コストダウンの一手段 ～外注から内製へ



市川三郷町では平成21年3月から、町広報紙の印刷にPDFでのデータ入稿を取り入れました。PDF入稿での大きな利点は、中間マージンがほとんどないため印刷料金が安価にできることです。その結果、広報「いちかわみさと」は、全ページモノクロ印刷ということもありますが、1冊当たりの単価は県内でもダントツの安さを誇っています。

PDF入稿のノウハウを覚えたことは、広報紙のみならず町で発行する印刷物、主にポスター作成などで活用が広がりました。PDFで入稿するという事は、デザイン、カラーバランスなど全て職員が完成させなければなりません。その分、ポスター製作料としての料金は安く上げることができます。今では、町で発行するポスターのほとんど

を広報紙作成ソフトを使い広聴広報係で作しています。これだけでポスター1種類につき、1割以上の経費削減につなげることができました。

公務員としても今後は、さらなるコスト削減にもつながるデザイン感覚を備えた資質が必要であると実感しています。



小池 啓稔さん

Hirotooshi Koike

(市川三郷町総務課広聴広報係 主査)

AFTER NOTES

編集後記

東日本大震災から半年が過ぎました。3月11日以降も山梨県内でも東北地方を震源とする体で感じる規模の大きな余震が続き、また、静岡県東部を震源とする地震も発生し、改めて自然災害の怖さを痛感いたしました。

今号の特集は、「東日本大震災に思う」と題し、被災市町村の応援活動に参加された職員の方々に執筆していただきました。実際に被災地に行かれ、経験されたこと、感じたことなど職員の方の「思い」を県内市町村へ発信することで、今後予想される東海地震等による自然災害の防災対策に役立てていただければと思います。

結びに、大変お忙しい中、執筆していただいた皆様に、深く感謝を申し上げます。

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会委員名簿

役職名	団体名	職名	氏名
委員長	斐崎市	企画財政課副主幹	佐藤 道平
副委員長	昭和町	総務課副主幹	伊藤 直樹
委員	甲府市	総務課課長補佐	神宮司秀樹
	大月市	企画財政課主任	杉本 孝文
	南アルプス市	政策推進課主査	三枝 万也
	上野原市	企画課副主査	大神田道成
	身延町	政策室副主幹	笠井 祥一
	富士川町	企画課主査	井上 誠
	道志村	総務課課長補佐	山口 晃同
	丹波山村	総務企画課主幹	吉野 一也
	山梨県	市町村課主事	早川 賢
	山梨県市長会	総務課主事	金丸 太一
山梨県町村会	総務課副主査	望月 芳能	

みんな笑顔でむかえてほしい、
日本の秋。



2011年 新市町村振興宝くじ オータムジャンボ宝くじ
2億5,000万円
売り切れしだい発売終了!

●1等:1億5,000万円/前後賞各5,000万円
●発売期間 9月26日(月)~10月14日(金) ●抽せん日 10月21日(金)

9/26
日発売

1枚**300円**

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

平成23年9月26日(月)から、1等・前後賞合わせて2億5,000万円が当たるオータムジャンボ宝くじが発売されます。

この宝くじの収益金は、全額市町村へ交付され、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。

秋といえば、スポーツの秋、芸術の秋、そしてオータムジャンボの秋。
みんな笑顔でむかえてほしい!! 日本の秋!